

新 市 建 設 計 画

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

目 次

第1章 序 論.....	1
第1節 合併の必要性和効果.....	1
第2節 計画の策定方針.....	6
第2章 現状と課題	7
第1節 地理的条件.....	7
第2節 1市2町のなりたち.....	9
第3節 人口・世帯.....	10
第4節 産 業.....	12
第5節 生活基盤	16
第6節 圏域構造	19
第7節 地域の課題.....	20
第3章 主要指標の見通し.....	23
第1節 人 口.....	23
第2節 世 帯.....	26
第4章 新市建設の基本方針	27
第1節 新市建設の基本理念.....	27
第2節 新市の将来像	28
第3節 新市建設の基本方針.....	30
第5章 新市の施策	36
第1節 心とからだの健康を守るまち 【保健・医療・福祉】	39
第2節 暮らしと自然が共生するまち 【環境保全・生活環境】	42
第3節 誰もが生き生きと学び、成熟するまち 【教育・文化】	45
第4節 活力・魅力が豊かさを創るまち 【産業・交流】	47
第5節 暮らしを支える基盤の充実したまち 【基盤整備】	49
第6節 住民自治が花開くまち 【市民活動・行財政】	52
第6章 新市における県事業の推進	54
第1節 香川県の役割について.....	54
第2節 新市における県事業.....	54
第7章 公共的施設の適正配置と整備.....	55
第8章 財政計画.....	56
第1節 歳入.....	56
第2節 歳出.....	57

第1章 序 論

第1節 合併の必要性和効果

(1) 合併の必要性

生活圏と一体化した行政組織の確立

全国的に市町村合併が進んだ昭和30年代以降、交通網の発達などに伴い、日常生活で移動する範囲は、従来の市町村内にとどまらず、大きく拡大してきています。

観音寺市、大野原町、豊浜町(以下「1市2町」という。)においても、通勤、通学や買物、医療(通院)等の日常行動については、各市町の区域を越えた日常的な流動が見られ、ほぼ1市2町を単位として日常生活圏域が形成されています。

また、1市2町においては、讃岐山脈の雲辺寺山、金見山や七宝山などの森林、そこから流れ出る河川、ため池、平野部の田園地帯や市街地、そして海や島しょが一体となって良好な環境を形成しています。

こうした中で、道路交通網や防災体制の整備、環境対策など、市町の区域を越えたより広域的な観点から一体的なまちづくりを進めることが課題となっています。さらに、公共施設の利用などの行政サービスについても、自らの住む市町以外でも享受できるように、生活の範囲に合った行政サービスの提供が求められています。

このようなことから、住民生活の圏域と一体化した行政組織を確立し、住民ニーズに的確に対応したまちづくりや行政サービスを行うことができる体制を確立する必要があります。

住民ニーズの多様化・高度化への対応

社会経済情勢や個人の価値観の変化、環境に対する関心の高まりや情報通信技術の革新による情報化社会の進展などにより、行政に対する住民ニーズは、ますます多様化・高度化しています。

このような住民ニーズの多様化・高度化に対応していくためには、行政組織の規模を大きくして、専門職や企画立案能力を備えた職員を養成・確保する必要があります。

また、住民の公共サービスの利用は、より高度な機能を持つ施設に集中する傾向が見られ、こうした施設の設置・運営にあたっては、複数の自治体が調整をしながら進めるよりも、一つの自治体として一体的に進める方が、効率性や効果の面から望ましいと考えられます。

少子・高齢化への対応

全国的に少子・高齢化が急速に進行するとともに、今後も人口の減少が予測されています。これらに伴って、保健・医療・福祉などの行政需要が増大する一方で、地域の担い手の減少や活力の低下、税収の減少などが懸念されるなど、今後の社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

1市2町においても、全国平均を上回るペースで少子・高齢化が進んでおり、今後ますます保健・医療・福祉などの行政需要が増大することが予想されています。また、1市2町における住民アンケートの結果においても「医療機関の充実など保健・医療体制の充実」「介護支援、生きがい対策など高齢者福祉の充実」が合併する場合に期待する施策の上位に挙げられています。

こうしたことから、今後とも住民が老後も憂いなく暮らすことができ、また子育てがしやすい条件を整え、健康で長生きできるまちをつくる大きな課題となっています。

厳しい行財政環境の中で、少子・高齢化に的確に対応していくためには、これらの施策に組織・人員と財源を重点的に配分できる余力を持った行政組織を確立する必要があります。

地方分権の進展への対応

わが国における近年の地方分権の推進に伴い、国と地方自治体は対等の関係として、様々な制度が改善されつつあります。

このため、市町は、自ら考え、実行していく能力をますます高める必要があります。そして、地域の実情に即した住民に身近な行政を最も身近な地方自治体である市町が担っていくためには、専門的な技能と経験を持った職員を確保し、より高度な取り組みを行える体制を整えていくことが課題となっています。

さらに、地域の自主性を育てるためには住民の主体的な参画が不可欠であり、行政としてもこれを促すような仕組みを構築していくことが大きな課題となっています。

そのためには、基礎自治体としての市町にあっても一定の規模を持ち、自らの施策立案や住民参画の促進に対応できる専門的職員と組織体制を確保することが必要です。

基礎自治体としての行財政基盤の確立

国・地方自治体の財政は極めて厳しい状況にあり、経済状況の低迷に伴う税収の落ち込みや、経済対策に伴う公債の大量発行などによって、巨額の負債を抱えるに至っています。こうした状況の中で、地方交付税や国の補助金を含めた現在の地方財政制度について、三位一体改革（国と地方の税財政改革）が進められています。

全国のお大半の市町村と同様に1市2町の財政は、国からの地方交付税や補助金が財政運営上の貴重な財源となっています。この見直しの動向によっては現行水準の行政サービスを維持できなくなる可能性があり、効率的な行政運営と行財政基盤の確立が課題となっています。1市2町における住民アンケート結果の中でも、合併への期待として「市町長や議員及び職員の削減等による行政経費の節減等の効率化」が回答数の67.2%を占めるなど、行財政の効率化に高い関心と期待が集まっています。

こうしたことから、今後長期にわたる安定的な行財政運営が求められており、これが可能になるような規模と効率性を持った行政組織を確立することが必要です。

地域特性を生かした活力ある地域の形成

1市2町は、香川県の西南部に位置し、西讃地域の中核都市を形成する一方で、徳島県・愛媛県に接するほか、さらに高知県にも近く、インターチェンジを介して高速道路にアクセスでき、四国地方にとどまらず岡山県などの中国地方との交通にも恵まれた、いわば四国の高速交通の中心的位置にあります。

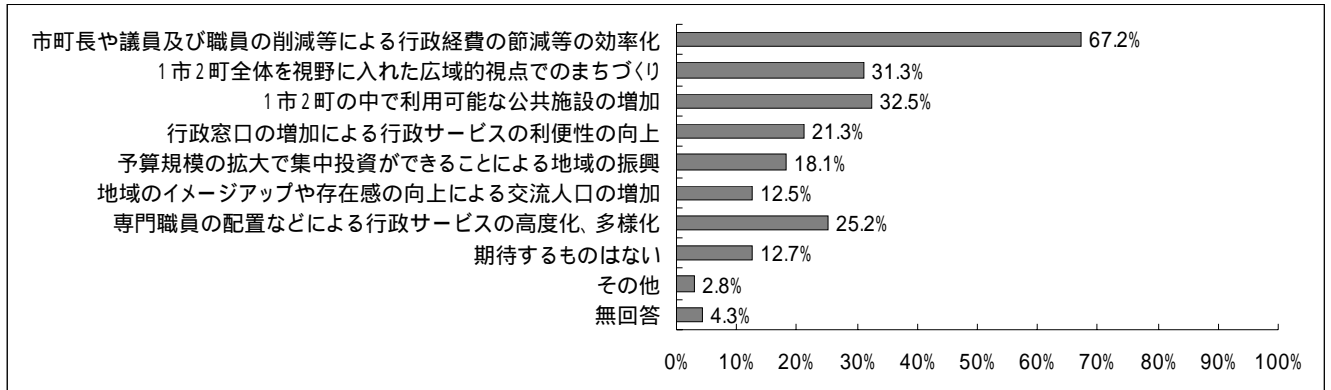
これに加えて、1市2町には銭形や四国霊場八十八カ所札所、遍路道、温泉・温浴施設、道の駅、さらには「太鼓台」などによって多くの来訪者を集めています。このように四国の中央部の拠点性や個性ある資源を生かして、産業の振興や人的交流を促進し、若者が定住できる活力ある地域を形成することが重要な課題となっています。

こうした活力ある地域を形成するため、行政規模を拡大して拠点性を高めるとともに、的確な行政施策を実施できる体制の確立が求められており、市町合併を契機として地域の一体的な取り組みを実現することが必要です。

参考: 1市2町住民アンケート結果(抜粋)

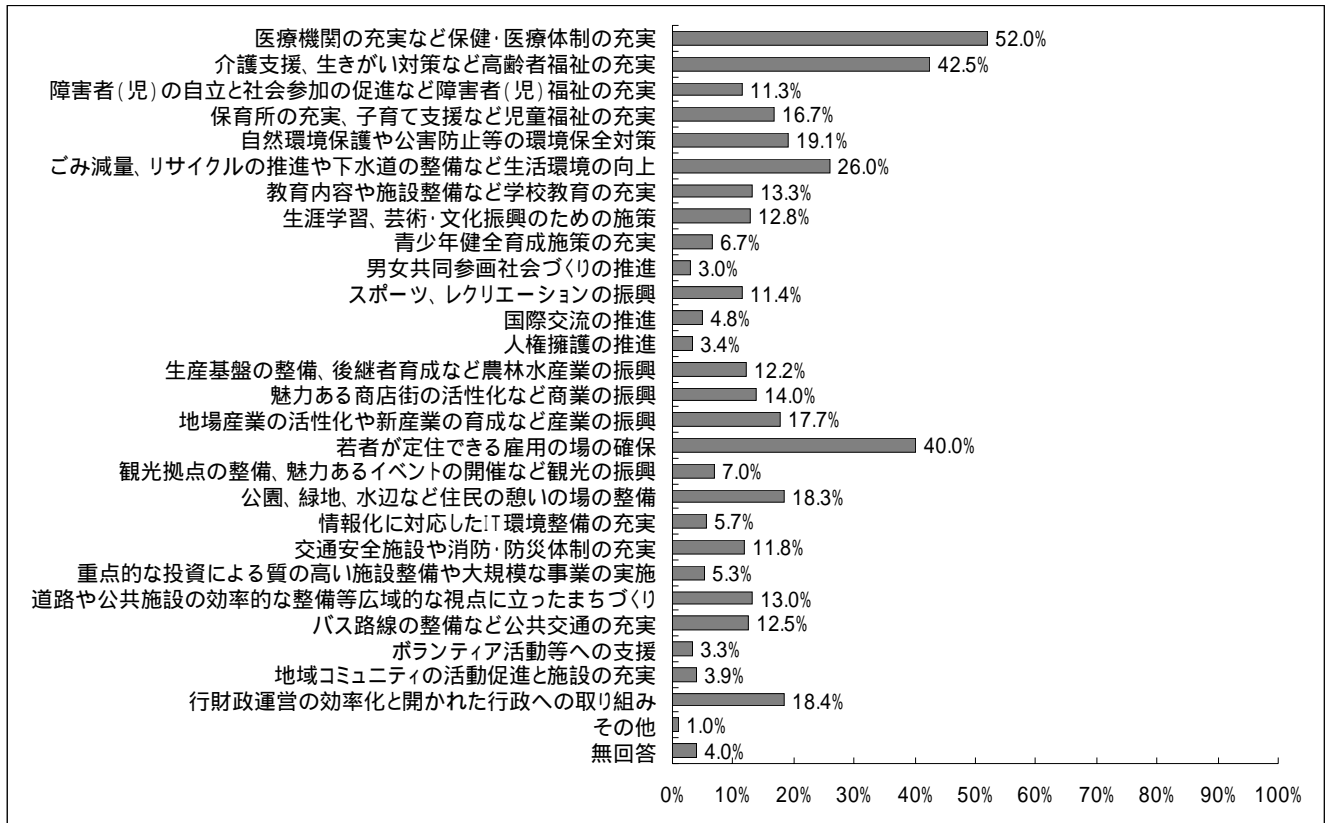
合併に期待すること

「合併する場合、期待すること」を尋ねたところ、「市町長や議員及び職員の削減等による行政経費の節減等の効率化」が67.2%となっており、行財政改革に対する期待が上位に挙がっています。



期待する施策

「合併する場合、期待する施策」について、「医療機関の充実など保健・医療体制の充実」が52.0%と最も多く、次いで「介護支援、生きがい対策など高齢者福祉の充実」が42.5%となっています。



(2) 合併の効果

新しいまちづくりの発想と施策の展開

市町合併を通じて、日常生活圏に対応した組織体制を確立することによって、従来の市町の枠をこえた発想のもとで、新しいまちづくりが進むことが考えられます。すなわち、1市2町が持つ様々な可能性を生かし、都市の持つ利便性と、豊かな自然に恵まれた田園地域のゆとりを両立させた、これまでにない「新田園都市」を形成することが可能になります。また、重点的な投資によって、四国の中央部としての拠点性を高め活力ある地域を形成することが期待できます。さらに、1市2町が一体化することによって、本地域の存在感の向上やイメージアップが図られ、若者の定着や企業の進出などに向け、より一層のアピールとなることが考えられます。

専門的職員の確保と組織体制の確立

1市2町が一体となることで、地方分権時代に対応した基礎自治体にふさわしい行政組織・体制を確立することができます。また、類似の業務や管理部門を統合して専門的分野の職員（社会福祉士、看護師、保健師、土木技師、建築技師等）を確保することにより、新市としての主体的判断と自己責任によって施策展開を図ることが可能になるなど、まちづくりの取り組みが一層充実することが考えられます。

多様で高度な行政サービスの実現

市町合併によるスケールメリットを生かしながら、ヘルパー等の人材育成や各種の福祉施設の整備、子育て支援、一時預かりなど生活に密着した質の高いサービスを安定して供給できる体制の整備が可能になります。これによって、少子・高齢化に対応した適切な行政サービスを提供できるようになり、住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らすことのできる、真に豊かなまちづくりを進めていくことが期待できます。

財政基盤の確立と行政運営の効率化

市町合併に伴い、市町長や議員、職員の削減等による行政経費の節減、総務や企画といった管理部門の職員などの重複部分が縮減され、効率的な行政運営を実現することができ、地方分権の受け皿となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立が期待できます。

また、合併特例法に基づく地方交付税の特例措置が適用されるとともに、合併特例債の活用により、従来の市町単位では実施が困難であった事業を行うことが可能となります。

第2節 計画の策定方針

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、観音寺市、大野原町、豊浜町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るものです。

なお、新市の進むべき方向のより詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画に委ねていきます。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めます。

(4) その他の策定方針

新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視点に立つものとしします。

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していきます。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとしします。

第2章 現状と課題

第1節 地理的条件

(1) 位置・面積

1市2町は香川県の西南部に位置し、西は瀬戸内海の燧灘に面し、沖合いに島しょを有しています。南は讃岐山脈の雲辺寺山、金見山などを境に徳島県や愛媛県に接しています。さらに、高知県にも近く、四国の中央部に位置しています。

1市2町の総面積は117.45k㎡となり、県の総面積1,876.16k㎡の6.3%を占めています。

1市2町の位置



(2) 地勢・気候

1市2町の地勢は、東部から南部にかけては讃岐山脈の雲辺寺山、金見山を経て海岸部に連なる山間地、北部は七宝山などと丘陵地が連なっています。西部は、瀬戸内海の燧灘に面し、遠浅の美しい海岸線が続いており、沖合いには伊吹島などがあります。

中央部には三豊平野が広がり、そのほぼ東部から西部に向かって財田川、柞田川などの河川が流れ、豊かな田園地帯となっており、河口付近に観音寺市の市街地が形成されています。また、三豊平野にはため池が多数点在し、1市2町の地勢の大きな特色となっています。

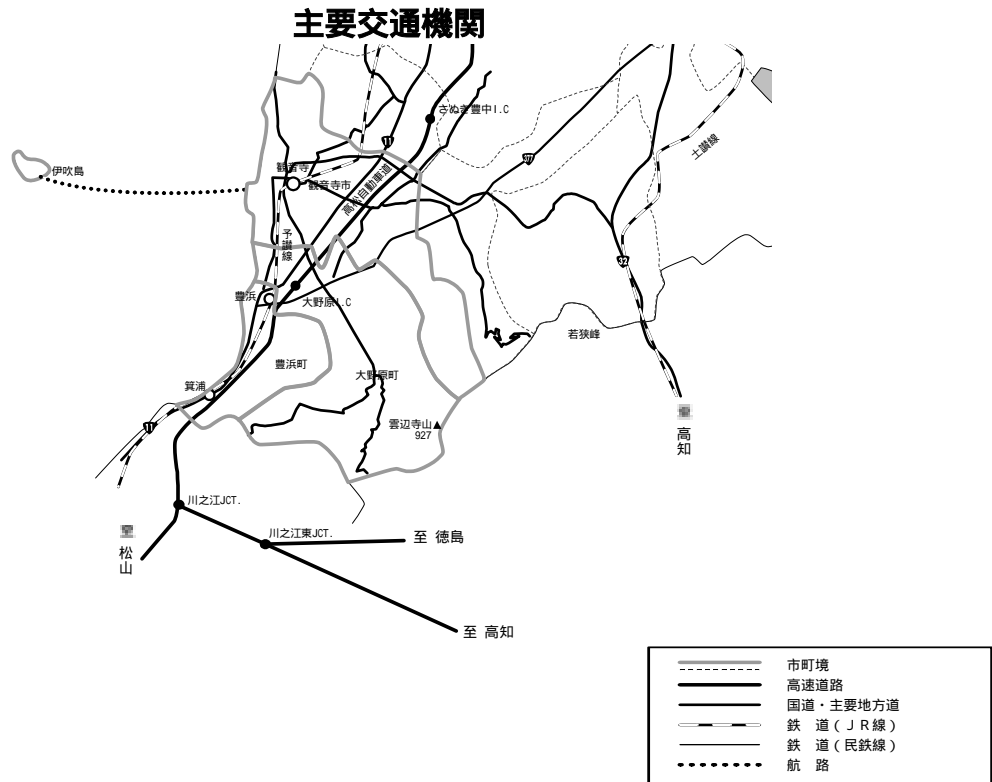
1市2町の気候は、瀬戸内式気候に属しますが、降水量は、年間1,000ミリメートル前後で、梅雨期と台風時に集中し、冬季は、平野部において少なくなります。平均気温は摂氏15～16度、最高気温は摂氏35度に達し、最低気温は氷点下4度にもなりますが、1年を通して温暖です。

(3) 交通条件

1市2町の幹線交通としては、北東から南西に向かう高松自動車道、国道11号、377号、JR予讃線によって、幹線交通軸が形成されています。特に、高速道路については、1市2町の域内に大野原インターチェンジを有し、四国横断自動車道と四国縦貫自動車道が交差する川之江ジャンクションに近接しています。

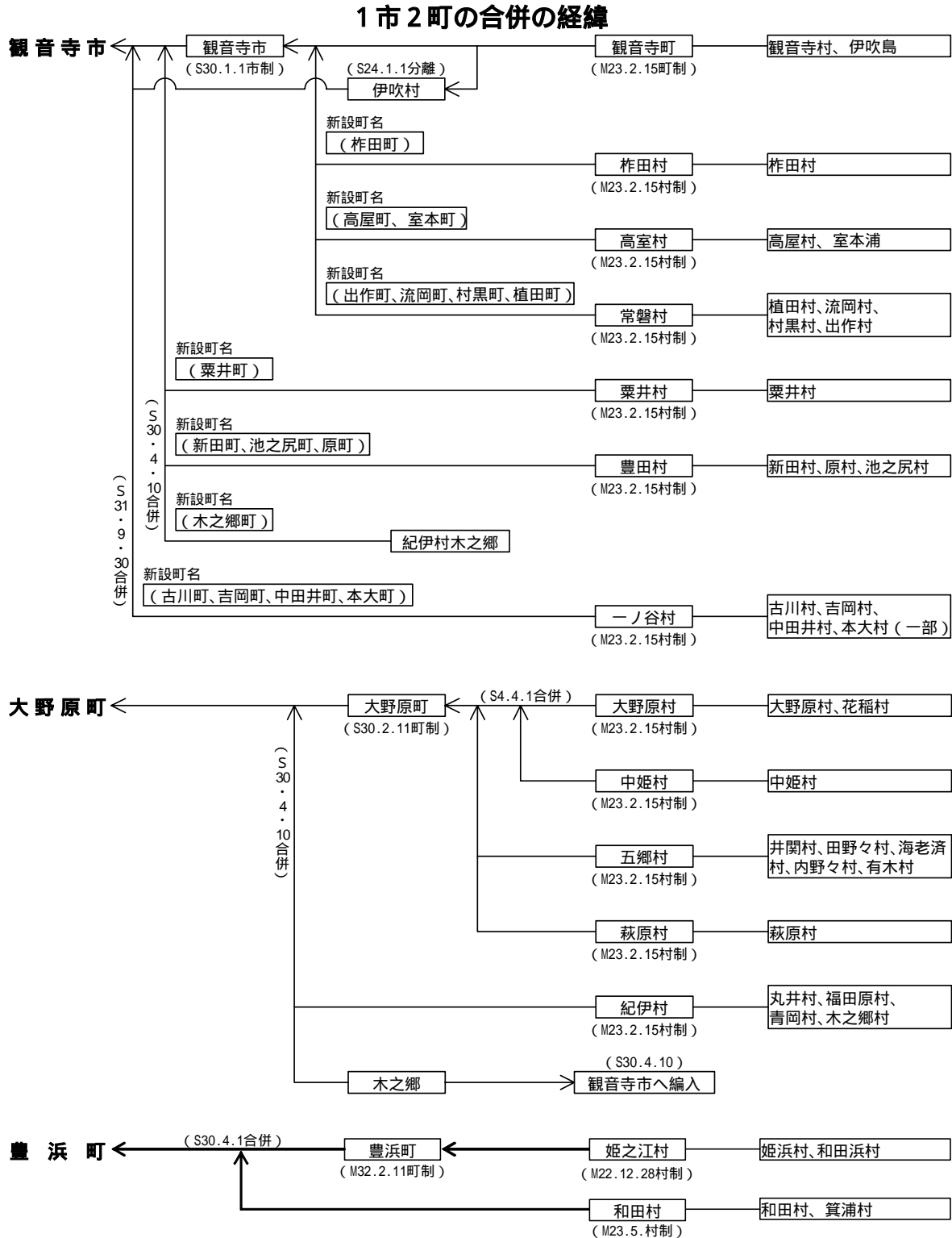
さらに、JR観音寺駅には高松・岡山と松山を結ぶ特急電車が停車するほか、土讃線の分岐点であるJR多度津駅、高松空港など交通の結節点にも近く、四国の中心的な位置に近い立地となっています。

また、地域内交通としては、観音寺市の市街地から放射線状に幹線道路が伸びており、それと交差する形で国道11号、377号などが走っています。JR予讃線については観音寺駅のほか豊浜駅、箕浦駅があり、通勤、通学等の足となっています。このほか、伊吹島へは市営の航路があります。



第2節 1市2町のなりたち

現在の1市2町は、昭和30年代前半の「昭和の大合併」の時期に形成されています。



第3節 人口・世帯

(1) 人口

平成12年(2000年)の国勢調査によると、1市2町の総人口は66,555人で、昭和60年(1985年)の69,308人と比較して、2,753人(4.0%)の減少となっています。

人口推移

単位：人

	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)
観音寺市	44,200	43,162	44,131	44,927	45,569	45,500	45,103	44,755
大野原町	14,135	13,256	13,052	13,264	13,473	13,262	13,068	12,799
豊浜町	10,764	10,235	10,237	10,244	10,266	9,674	9,371	9,001
1市2町計	69,099	66,653	67,420	68,435	69,308	68,436	67,542	66,555
香川県計	900,845	907,897	961,292	999,864	1,022,569	1,023,412	1,027,006	1,022,890
1市2町割合	7.7%	7.3%	7.0%	6.8%	6.8%	6.7%	6.6%	6.5%

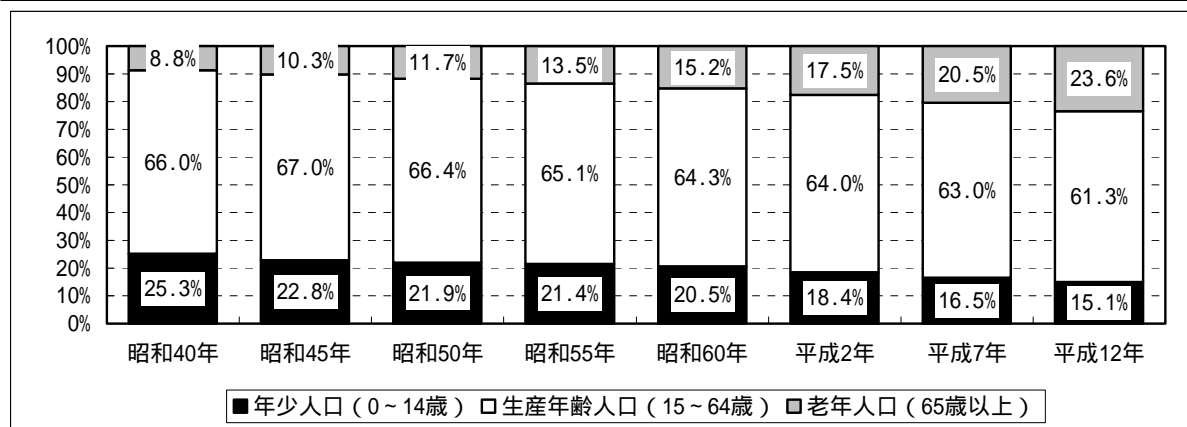
資料：国勢調査

また、年齢階層別に見ると、昭和60年(1985年)には15.2%であった65歳以上の老年人口比率が平成12年(2000年)には23.6%となり、一方、年少人口(0~14歳)比率は昭和60年(1985年)の20.5%から平成12年(2000年)には15.1%となっています。平成12年(2000年)におけるわが国全体の老年人口比率は17.3%、年少人口比率は14.6%となっており、1市2町は全国平均よりも高齢化が進んでいます。

このように、少子・高齢化が進行しつつある中で、15歳から64歳までの生産年齢人口も減少傾向にあり、1市2町における活力の低下が懸念されます。

年齢階層別人口比率の推移

	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)
1市2町計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口(0~14歳)	25.3%	22.8%	21.9%	21.4%	20.5%	18.4%	16.5%	15.1%
生産年齢人口(15~64歳)	66.0%	67.0%	66.4%	65.1%	64.3%	64.0%	63.0%	61.3%
老年人口(65歳以上)	8.8%	10.3%	11.7%	13.5%	15.2%	17.5%	20.5%	23.6%



資料：国勢調査

(2) 世帯数

1市2町の世帯数は平成12年に21,393世帯となり、これまで一貫して世帯数の増加が続いています。一方、1世帯あたりの人員については、核家族化等に伴い、昭和60年(1985年)の3.59人から平成12年(2000年)には3.11人となり減少が続いています。

世帯数推移

	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)
人口(人)	69,099	66,653	67,420	68,435	69,308	68,436	67,542	66,555
世帯数(世帯)	16,100	16,818	17,822	18,925	19,322	19,679	20,481	21,393
1世帯あたり人員(人)	4.29	3.96	3.78	3.62	3.59	3.48	3.30	3.11

資料：国勢調査

第4節 産 業

(1) 就業構造・事業所数

1市2町の産業別就業人口は、平成12年(2000年)に34,978人となっており、このうち第1次産業が14.5%、第2次産業が34.8%、第3次産業が50.5%となっています。

産業別就業人口(平成12年)

	就業人口				合計	構成比			
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
観音寺市	2,502	8,144	12,443	63	23,152	10.8%	35.2%	53.7%	0.3%
大野原町	2,003	2,286	2,955	0	7,244	27.7%	31.6%	40.8%	0.0%
豊浜町	565	1,754	2,262	1	4,582	12.3%	38.3%	49.4%	0.0%
1市2町計	5,070	12,184	17,660	64	34,978	14.5%	34.8%	50.5%	0.2%
香川県計	37,582	149,372	322,675	1,725	511,354	7.3%	29.2%	63.1%	0.3%

資料：国勢調査

また、事業所統計によると、平成13年(2001年)の事業所数は3,985、従業者数は31,881人となっており、平成8年(1996年)に比較すると、いずれも減少傾向にあります。

事業所数・従業者数

	事業所数					従業者数				
	昭和61年 (1986年)	平成3年 (1991年)	平成8年 (1996年)	平成11年 (1999年)	平成13年 (2001年)	昭和61年 (1986年)	平成3年 (1991年)	平成8年 (1996年)	平成11年 (1999年)	平成13年 (2001年)
1市2町計	4,258	4,299	4,303	3,871	3,985	30,492	31,205	37,774	29,913	31,881
香川県計	61,309	62,090	61,183	55,790	57,335	454,192	489,876	517,224	446,111	486,512
1市2町割合	6.9%	6.9%	7.0%	6.9%	7.0%	6.7%	6.4%	7.3%	6.7%	6.6%

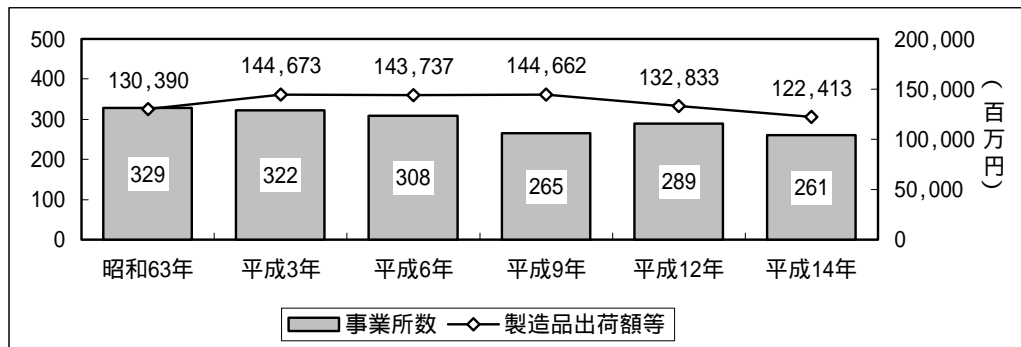
注：平成11年は公務を除く 資料：事業所統計

(2) 工 業

工業統計によると、1市2町の事業所(工場)数は、平成14年(2002年)に261、製造品出荷額等は約1,224億円となっています。

事業所(工場)数・製造品出荷額等

	事業所数						製造品出荷額等					
	昭和63年 (1988年)	平成3年 (1991年)	平成6年 (1994年)	平成9年 (1997年)	平成12年 (2000年)	平成14年 (2002年)	昭和63年 (1988年)	平成3年 (1991年)	平成6年 (1994年)	平成9年 (1997年)	平成12年 (2000年)	平成14年 (2002年)
1市2町計	329	322	308	265	289	261	130,390	144,673	143,737	144,662	132,833	122,413
香川県計	4,350	4,229	3,899	3,470	3,124	2,706	1,986,793	2,602,886	2,355,600	2,501,875	2,145,909	2,053,636
1市2町割合	7.6%	7.6%	7.9%	7.6%	9.3%	9.6%	6.6%	5.6%	6.1%	5.8%	6.2%	6.0%



資料：工業統計

1市2町の特徴としては、製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）について産業分類別に見ると、「パルプ」「食料品」「印刷」「一般機械」「衣服」などが盛んであり、特に「パルプ」は香川県内での割合が高くなっています。

近年、1市2町においては、工場立地が進む一方、閉鎖や休業も見られることから、今後の製造品出荷額等の推移は厳しいものになることが予想されます。

主要製造品出荷額等（産業中分類：平成14年）

	パルプ	食料品	印刷	一般機械	衣服
1市2町計（万円）	3,812,123	3,341,844	421,216	936,401	308,905
香川県計（万円）	10,907,965	28,403,098	5,397,815	13,352,063	5,056,040
1市2町割合	34.9%	11.8%	7.8%	7.0%	6.1%
1市2町事業所数（事業所）	18	94	16	21	28

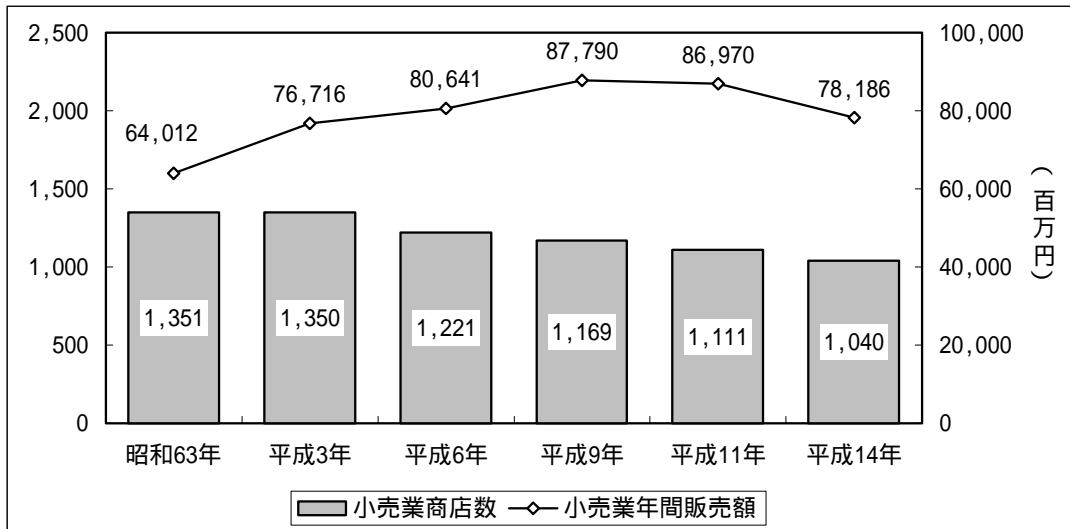
資料：工業統計

（3）商 業

商業統計によると、1市2町の小売業商店数は、平成14年（2002年）1,040、小売業の年間販売額は約782億円となっており、商店数が減少する中で販売額も増加から減少に転じています。このように小売業年間販売額は減少傾向にありますが香川県全体でも減少傾向を示しており、1市2町の香川県内における割合は高まり、平成14年（2002年）には6.4%に達しています。

小売業商店数・年間販売額

	小売業商店数						小売業年間販売額					
	昭和63年 (1988年)	平成3年 (1991年)	平成6年 (1994年)	平成9年 (1997年)	平成11年 (1999年)	平成14年 (2002年)	昭和63年 (1988年)	平成3年 (1991年)	平成6年 (1994年)	平成9年 (1997年)	平成11年 (1999年)	平成14年 (2002年)
1市2町計	1,351	1,350	1,221	1,169	1,111	1,040	64,012	76,716	80,641	87,790	86,970	78,186
香川県計	15,839	15,792	14,897	13,944	13,648	12,502	1,039,261	1,294,163	1,346,963	1,418,836	1,375,844	1,213,446
1市2町割合	8.5%	8.5%	8.2%	8.4%	8.1%	8.3%	6.2%	5.9%	6.0%	6.2%	6.3%	6.4%



資料：商業統計

(4) 農 業

1市2町の農産物の販売農家総数は、平成12年(2000年)に3,294戸となり減少傾向が続いています。一方、香川県においては、昭和55年以降販売農家の減少傾向が著しく、この結果香川県に占める1市2町の販売農家戸数の割合は、相対的に高まり、平成12年(2000年)には9.0%に達しています。

農産物販売農家総数推移

単位：戸

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)
1市2町計	4,932	4,637	3,751	3,536	3,294
香川県計	60,258	56,854	43,604	40,099	36,553
1市2町割合	8.2%	8.2%	8.6%	8.8%	9.0%

資料：農業センサス

農産物の品目別に収穫量を見ると、野菜類で県内収穫量の10%以上を占めるものが多く存在し、特にレタスでは76.4%、たまねぎでは50.7%に達しています。また、稲(水稲)、梨の生産も盛んであることから、1市2町は、県内における農業生産の中心地となっていると考えられます。

主要農産物収穫量(野菜類：平成14年)

単位：t

	に ん じ ん	ね ぎ	キ ャ ベ ツ	ト マ ト	き ゆ う り	い ち ご	た ま ね ぎ	レ タ ス	パ グ ラ リ ガ ー ス ア ス	な す
1市2町計	668	1,483	1,346	806	1,841	590	10,800	24,300	189	1,452
香川県計	3,530	3,880	9,810	4,680	7,960	3,760	21,300	31,800	883	3,470
1市2町割合	18.9%	38.2%	13.7%	17.2%	23.1%	15.7%	50.7%	76.4%	21.4%	41.8%

主要農産物収穫量(果樹・稲・いも類：平成14年)

単位：t

	み か ん	な し	も も	か き	稲 (水 稲)	か ん し よ	ば れ い し よ
1市2町計	3,563	667	41	27	7,209	504	231
香川県計	22,600	771	2,610	1,940	79,100	5,310	2,130
1市2町割合	15.8%	86.5%	1.6%	1.4%	9.1%	9.5%	10.8%

資料：「香川農林水産統計年報」

(5) 水産業

観音寺市、大野原町、豊浜町のすべての市町で水産業が営まれており、水産業経営体総数は149経営体となっています。そのうち個人の経営体が最も多く135経営体、次いで会社が12経営体となっています。

水産業経営組織別経営体数（平成 14 年）

単位：経営体

	総数	個人	会社	漁業 協同 組合	漁業 生産 組合	共同 経営	官公庁 学校 試験場
1市2町計	149	135	12	0	0	2	0
香川県計	2,230	2,045	126	3	1	53	2
1市2町割合	6.7%	6.6%	9.5%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%

資料：「香川農林水産統計年報」

（6）林業

1市2町の林家の総数は437戸あり、うち面積1～3haの林家が294戸と最も多く、次いで3～5ha、5～10haとなっています。

保有林規模別林家数（平成 12 年）

単位：戸

	総数	林 家							
		1～3ha	3～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha 以上
1市2町計	437	294	54	52	21	4	10	2	0
香川県計	8,821	5,707	1,346	1,097	455	111	67	33	5
1市2町割合	5.0%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.6%	14.9%	6.1%	0.0%

資料：「香川農林水産統計年報」

第5節 生活基盤

(1) 健康・福祉、医療施設

住民が健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるうえで、福祉施設や医療施設は重要な役割を担っています。1市2町内には、介護保険施設としては、特別養護老人ホーム4カ所、介護老人保健施設4カ所、介護療養型医療施設9カ所があります。また、障害者福祉施設としては、身体障害者福祉施設1カ所、知的障害者福祉施設3カ所、精神障害者福祉施設3カ所があります。

介護保険施設

	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設
1市2町計	4	4	9

資料：平成15年 介護サービス施設・事業所調査

障害者福祉施設

	身体障害者 福祉施設	知的障害者 福祉施設	精神障害者 福祉施設
1市2町計	1	3	3

資料：平成15年度 社会福祉施設等一覧

また、医療施設については、1市2町内の病院数は公立病院が1カ所（三豊総合病院）で、病床数は519床、公立以外の病院は6カ所あり病床数は851床となっています。診療所は市町立、市町立以外を合わせて52カ所あり、合計病床数は308床となっています。

病院・診療所数

	病院		一般診療所	
	箇所数	病床数	箇所数	病床数
1市2町計	7	1,370	52	308
香川県計	108	17,472	802	3,055
1市2町割合	6.5%	7.8%	6.5%	10.1%

資料：平成14年 香川県の医療施設

1市2町では、三豊総合病院と地域の診療所が連携し、住民の健康管理に努めるなど、地域医療と高度医療の連携が進んでおり、健康管理に関しては先進的な地域であるということが考えられます。

このほか、住民が健康づくりに利用する施設として、保健センターや保健所など健康診断や健康相談に利用する施設があるほか、より日常的に利用する施設として、温泉・温浴施設を挙げることができます。

(2) 子育て支援（保育所・幼稚園）施設

子育て支援は近年の重要な政策課題であり、その中で保育所や幼稚園は、大きな役割を担っています。保育所数について見ると、1市2町内に市町立の保育所が6カ所あり定員は555人、市町立以外の保育所は5カ所あり定員は540人となっています。幼稚園数は市町立、市町立以外を合わせて10カ所あり定員は971人となっています。

保育所

	保育園					
	合計		公立		私立	
	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数
1市2町計	11	1,095	6	555	5	540

資料：香川県 健康福祉部 子育て支援課（平成15年4月1日 現在）

幼稚園

	幼稚園	
	園数	園児数
1市2町計	10	971

資料：平成15年度 学校基本調査

(3) 教育・文化・スポーツ施設

学校施設は教育の拠点として重要であるばかりでなく、地域社会の中で重要な位置を占めています。

1市2町内の小学校は、市町立が14カ所で児童数は3,893人となっております。中学校は、市町立が5カ所で生徒数は1,756人、一部事務組合立が1カ所あります。また、1市2町内には高等学校が3校立地していますが、大学等の高等教育機関が立地しておらず、高度な「知」を生む施設が充足しているとは言えない状況にあります。

小学校・中学校・高等学校

	小学校		中学校		高等学校	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
1市2町計	14	3,893	5	1,756	3	2,168
香川県計	217	56,868	91	30,237	45	31,514
1市2町割合	6.5%	6.8%	5.5%	5.8%	6.7%	6.9%

資料：平成15年度 学校基本調査

このほか、1市2町には市町立の図書館、市民会館、体育館などの教育・文化・スポーツ等の施設があります。また、住民が気軽に利用できる海水浴場やプール、公園などが立地しているほか、内外からの来訪者を多く集めるスキー場などがあります。

さらに、全国的に四国霊場八十八カ所札所めぐりがブームとなっており、1市2町においても、六十六番札所（雲辺寺）、六十八番札所（神恵院）、六十九番札所（観音寺）を訪れ、心の癒しを求める人が増えています。また、伝統的な「太鼓台」などの歴史・文化的資源が多くあります。

(4) 都市基盤施設

1市2町の道路の現状を見ると、実延長の54.6%が改良済みとなっており、91.4%が舗装済みとなっています。このように、生活道路を含む道路全体については概ね整備が進捗しつつありますが、一方で国道11号をはじめとする幹線道路については、その混雑が激しくなっており、抜本的な解決が求められています。

公園については、1市2町全体で、721,723㎡となっており、そのうち都市計画区域内に470,872㎡あります。

道路改良率および舗装率・公園面積

	道路 単位：m			公園 単位：㎡、人			
	実延長	改良済延長	舗装済延長	都市計画区域内公園面積	行政区域内公園面積	市町立都市公園面積	都市計画区域内人口
1市2町計	552,484	301,614	504,789	470,872	721,723	65,372	36,737

資料：平成14年度市町村公共施設状況調査

上水道等については、1市2町ともに90%以上の普及率となっております。

また、観音寺市、豊浜町では、都市計画区域が設定されております。

さらに、下水道処理状況については、観音寺市において公共下水道が整備されており、計画処理区域面積5,980,000㎡のうち、現在処理が行われている区域の面積は2,366,570㎡となっています。下水道事業認可区域以外の観音寺市と2町については、合併処理浄化槽等によって生活排水処理が行われています。なお、大野原町、豊浜町では、一部の地区において農業集落排水を供用開始しています。

上水道等普及率

	普及率
観音寺市	98.9%
大野原町	94.1%
豊浜町	98.7%

資料：香川県市町行財政要覧（平成16年2月）

第6節 圏域構造

住民アンケート等の結果から、1市2町とその内外における住民の日常的な活動範囲をみると、多様な商業や文化施設を立地する地域への流出が一部見られるものの、多くの日常行動を通じて、1市2町における一体的な圏域構造を明らかにすることができます。

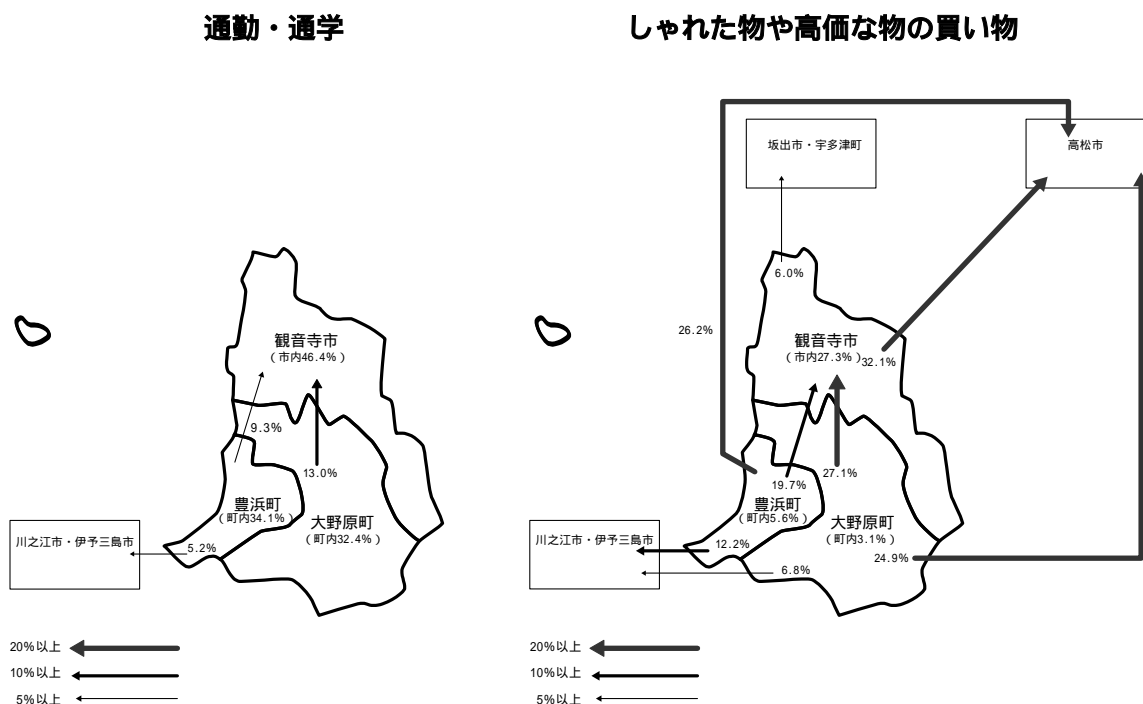
【通勤・通学、日常の買い物、通院行動などで1市2町内の流動が中心】

通勤・通学動向からは、観音寺市をはじめとして1市2町内の流動が盛んであり、一部三豊郡内の他町への流動が見られるものの通勤・通学に関してはほぼ一体的な圏域であるといえます。また買い物行動においても、日用品や食料品の買い物は、概ね1市2町内で完結しています。

さらに、1市2町には広域的な拠点となる医療施設があることから、通院行動（病院、医院、診療所等の利用）において1市2町の地域内での流動が大きく、他市町への流出があまり見られなくなっています。

【多様な都市機能を求めて1市2町外へ流出】

一方、買い物行動の中でしゃれた物や高価な物の買い物は高松市への流出が大きく、音楽、映画、美術鑑賞等において坂出市・宇多津町への流出が大きくなっています。



資料：1市2町住民アンケート調査

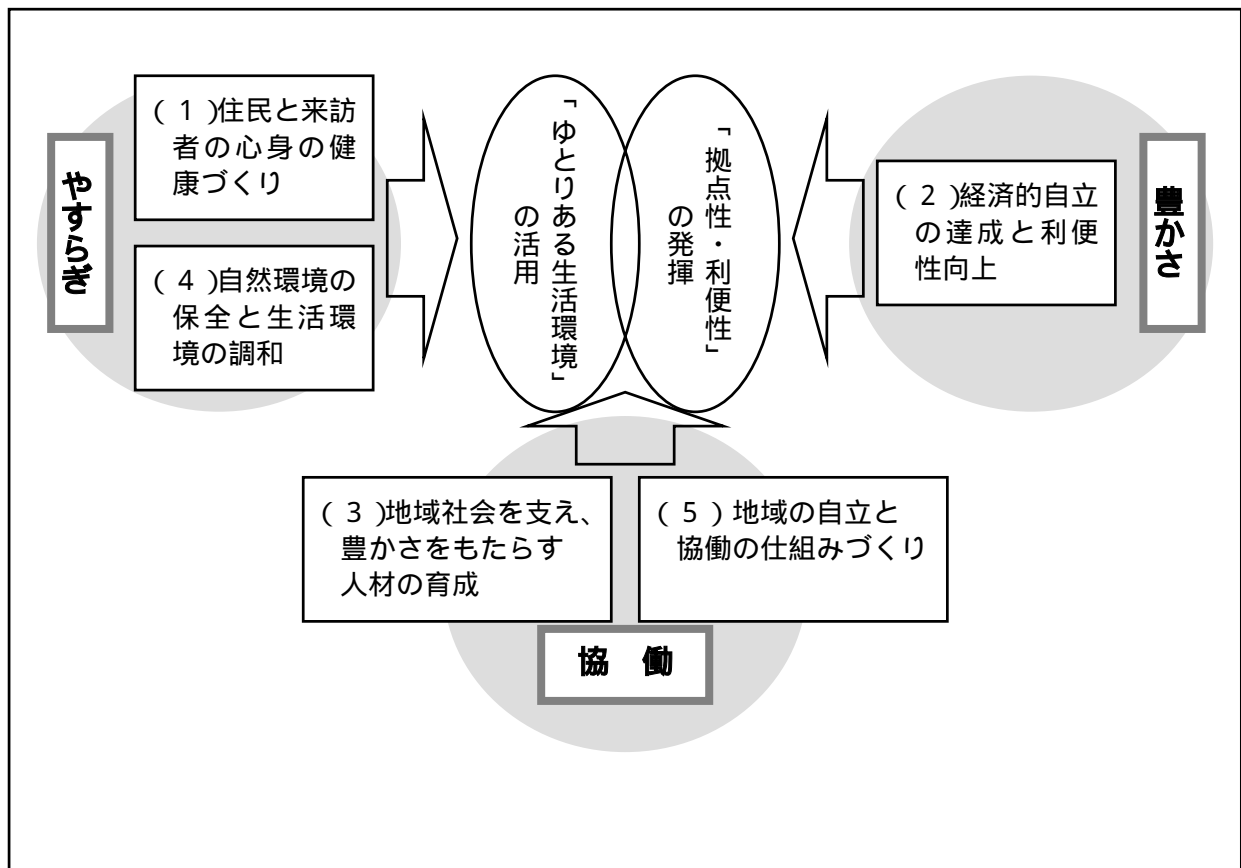
第7節 地域の課題

1市2町は香川県西南部において、通勤、通学や通院等に関する拠点性を持っていることに加えて、四国4県がほぼ接する位置にあり、高速交通基盤にも恵まれていることから、今後は四国の結節点としての期待が大きく、「拠点性・利便性」に優れた地域といえます。

その一方で、1市2町は農林水産業の位置づけが大きい地域であり、広い平野に宅地や農地が広がり、また、医療サービスを中心として、公共サービスが充実した地域であることから、大都市にはない「ゆとりある生活環境」を有しています。こうした魅力を最大限に活用することで、地域外からの人を呼び寄せる可能性を持った地域であるということが出来ます。

このように、地域ならではの資源を生かしながら、「拠点性・利便性」を發揮し、かつ豊かな自然の中で、「ゆとりある生活環境」を達成できる、新しい都市の創造の可能性を持った地域であることから、今後は豊かな自然の中で大都市にないゆとりを持った都市（新田園都市）の形成に努めることが求められています。

地域の課題



(1) 住民と来訪者の心身の健康づくり

1市2町においては、拠点病院と地域の診療所との連携による多様なサービスの提供が行われています。今後は、こうしたネットワークをさらに充実させていくとともに、きめ細やかな在宅サービスを支える人材の確保等に取り組み、1市2町の住民が老後も憂いなく、健康で長生きできるまちをつくることが課題となっています。

また、1市2町では温浴等の施設を活用した健康づくりや、1市2町の優れた条件を生かした保健・福祉などのサービス提供によって、働き盛り世代を中心とした住民と来訪者が、日常の煩雑さを離れて癒されるまちをつくることが課題となっています。

(2) 経済的自立の達成と利便性向上

1市2町においては、農林水産業が産業全体の中で重要な位置を占めている一方、経済のグローバル化に伴って製造業をはじめとする既存産業は極めて厳しい状況になりつつあり、その活性化が強く求められています。

こうした中で、地域の産業を多様化して雇用の確保を図っていくためには、これまで中心的であったフルタイム・終身雇用とは異なり、社会経済の変動に対応しうる、柔軟で多様な産業構造と就労スタイルを確立することが課題となっています。具体的には、地域の資源を生かした農業と商業、水産業と観光産業といった複合的な就労形態を選択肢の一つとしていくことが求められています。

さらに、休日のショッピングや映画鑑賞等について1市2町外に流出している現状に対応し、これまで以上に人を呼び寄せる工夫を喚起するとともに、経済活動と住民生活を支える利便性の高い交通基盤の確立によって、内外の来訪者が訪れやすく、また住民生活における移動のしやすさを確保することが課題となっています。

(3) 地域社会を支え、豊かさをもたらす人材の育成

1市2町においては全国同様に地域の持続性を担保し、住民の安心感と信頼感を確立することが求められていますが、地域の持続性を担保するものとして挙げられるのは若い人材です。このため、地域の未来を託す子どもたちの健全育成が極めて重要な課題となっています。

また1市2町は、「太鼓台」など地域固有の文化が、地域の連帯や独自性の基礎となっています。このほか、「ちようさ」四国八十八カ所札所や遍路道に代表される「癒しの文化」を継承し、地域文化の基盤を確固としたものとするのが求められています。このため、地域の歴史を継承し、より充実したものにしていく、専門的知識と経験を持った人材の育成が課題となっています。

(4) 自然環境の保全と生活環境の調和

1市2町においては、山間丘陵部も多く、森林の育成が重要な課題となっていますが、現在の林業は産業として危機的な状況にあることから、新しい森林保全体制の構築を通じて、豊かな自然を保全し、未来に継承することが求められています。これとともに、ため池、海岸線、河川等の水辺保全を図り、山から海まで一体的な環境の保全と育成に努める必要があります。

さらに、不法投棄等の防止や廃棄物の削減、資源のリサイクル・有効活用等によって環境負荷を軽減し、生活環境（衛生）の充実と自然環境の負荷軽減との両立によって未来に向けて持続性のある地域社会を形成していくことが課題となっています。

(5) 地域の自立と協働の仕組みづくり

1市2町におけるこれからの地域社会は、住民自らの権利と責任によって地域コミュニティを活性化させ、地域の多様性・特性を発揮するという、真の「自治」を確立する方向に向かうものと考えられます。したがって、住民自らの権利と責任の明確化を通じた「自治」の確立に努めることが課題となっています。

こうした方向に対応して新市の行政においても、まちづくりの活動に参画するNPOや住民団体など多様な担い手をバックアップしながら、行政と住民の協働のもとで、行政サービスのあり方を見直していくことが求められます。

また、地方自治体においては本当に必要な部分へ行政資源を投入することが極めて重要な課題となります。これからは、より一層効果の高い事業への集中と成果の検証を行う、成果志向に立った行政運営への転換を図る必要があります、こうした行政運営を行うことができる組織体制の確立が求められます。

第3章 主要指標の見通し

第1節 人口

(1) 総人口

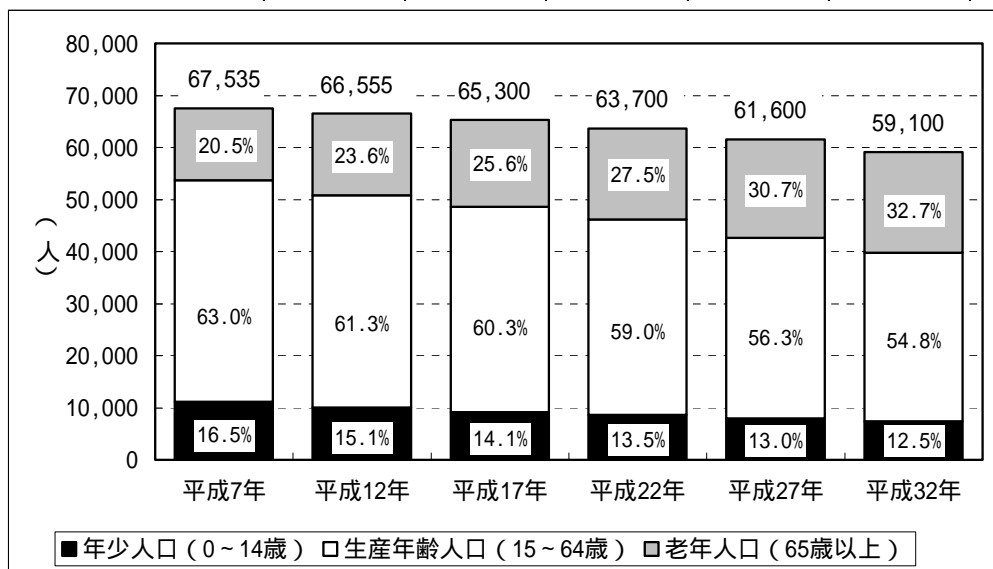
平成7年及び平成12年の国勢調査人口に基づき、コーホート要因法による推計を行った結果、新市の人口は平成32年(2020年)には約6万人以下にまで減少することが予測されます。なお、この間65歳以上の高齢者が占める比率(老年人口比率)は、上昇を続け、平成32年(2020年)には32%を超え、人口の約3分の1が高齢者になると予想されます。

このようなことから、新市においては、本建設計画の施策を着実に実行することによって、将来の生産年齢人口(15~64歳)や年少人口(0~14歳)の減少の抑制を図ります。

新市将来人口推計

単位：人

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
総人口	67,535	66,555	65,300	63,700	61,600	59,100
年少人口(0~14歳)	11,110	10,028	9,200	8,600	8,000	7,400
生産年齢人口(15~64歳)	42,566	40,829	39,400	37,600	34,700	32,400
老年人口(65歳以上)	13,859	15,698	16,700	17,500	18,900	19,300
年少人口比率	16.5%	15.1%	14.1%	13.5%	13.0%	12.5%
生産年齢人口比率	63.0%	61.3%	60.3%	59.0%	56.3%	54.8%
老年人口比率	20.5%	23.6%	25.6%	27.5%	30.7%	32.7%



注：年齢不詳を除く

(参考) コーホート要因法の解説

- コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言い、コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法。例えば、ある地域の現在 20～24 歳の住民は、5 年後には 25～29 歳に達するが、その間の死亡や転入・転出による移動によって人口に変化が生じる。このような年齢階層ごとの変化が、今後の 5 年間も継続すると仮定して、現在の人口を基にある階層における移動の数と人口の割合を用いて 5 年後の人口を推計することが可能となるという考え方。

(2) 就業人口

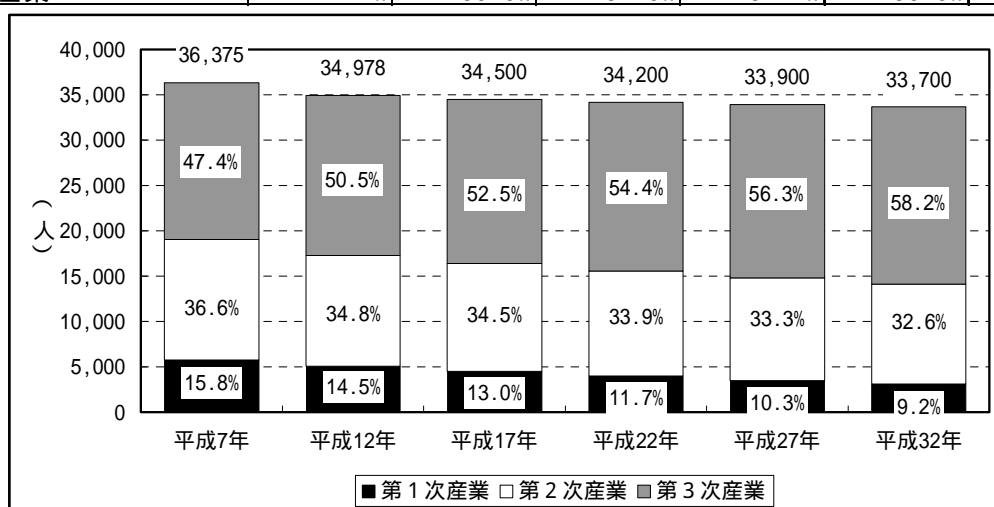
人口推計の結果、平成 7 年（1995 年）と 12 年（2000 年）の産業別就業人口の比率から将来の就業人口を推計すると、新市の就業人口は、平成 32 年（2020 年）には 33,700 人となり、平成 12 年（2000 年）より約 1,200 人減少することが予測されます。

また、産業別就業人口は、平成 32 年（2020 年）に第 1 次産業 3,100 人、第 2 次産業 11,000 人、第 3 次産業 19,600 人となり、今後とも第 3 次産業の増加が続くことが考えられます。

新市産業別就業人口推計

単位：人

区 分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
就業人口	36,375	34,978	34,500	34,200	33,900	33,700
第1次産業	5,765	5,070	4,500	4,000	3,500	3,100
第2次産業	13,316	12,184	11,900	11,600	11,300	11,000
第3次産業	17,259	17,660	18,100	18,600	19,100	19,600
構成比						
第1次産業	15.8%	14.5%	13.0%	11.7%	10.3%	9.2%
第2次産業	36.6%	34.8%	34.5%	33.9%	33.3%	32.6%
第3次産業	47.4%	50.5%	52.5%	54.4%	56.3%	58.2%



推計方法

- 平成 12 年における、「総人口」に対する「就業人口」の比率（就業人口比率）を算出（52.55%）した。今後ともこの比率で就業人口が確保されると仮定し、平成 32 年までの就業人口を推計した。
参考）平成 7 年の就業人口比率は、53.86%
- 将来の就業人口を推計した上で、産業別就業人口を推計する。全国的動向から第 1 次産業は減少傾向にあり、平成 7 年から 12 年の減少数（率）が今後とも続くものとして、平成 32 年までの第 1 次産業の就業人口を推計した。
- 次いで、「平成 32 年までの就業人口」から「平成 32 年までの第 1 次産業就業人口」を除いた数（第 2 次・第 3 次産業就業人口）に占める、第 2 次産業と第 3 次産業の割合を算出した。
- 「第 2 次・第 3 次産業就業人口」に占める第 2 次産業就業人口の割合は、平成 7 年から 12 年間で 2.72 ポイント低下し、同じく第 3 次産業就業人口の割合は 2.72 ポイント上昇している。平成 17 年以降もこの割合で第 2 次産業が減少し、第 3 次産業が増加するものと仮定し、平成 32 年までの第 2 次・第 3 次産業の就業人口を推計した。

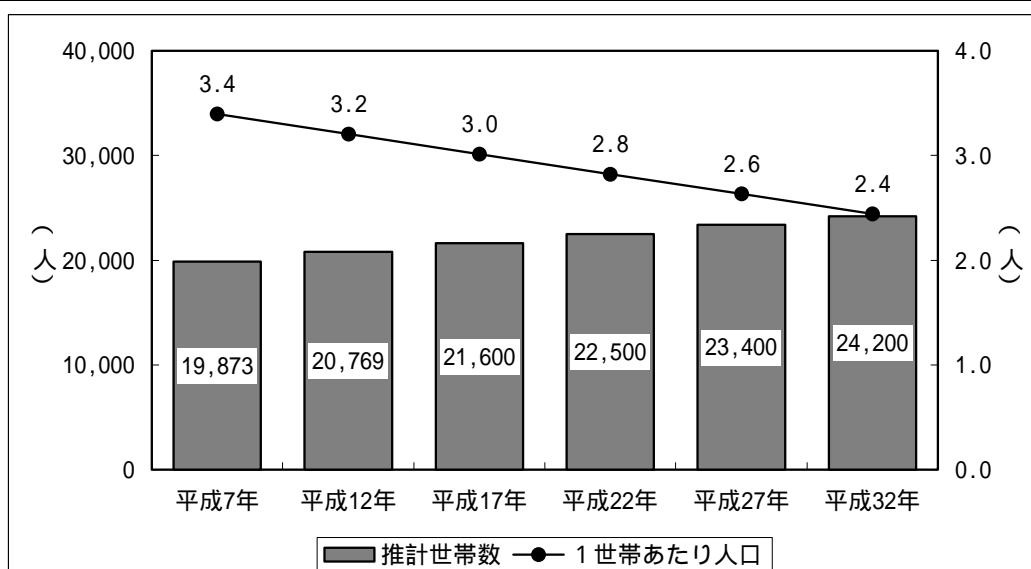
第2節 世帯

世帯数については、人口の減少にもかかわらず、核家族化の進行や一人暮らしの高齢者世帯の増加などにより、1世帯あたりの人員が減少し、今後も世帯数が増加することが予想されます。

新市において、1世帯あたりの人員がこれまでと同じ傾向で減少するとした場合には、平成32年（2020年）には24,200戸になると予想されます。

新市世帯数推計

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
推計人口(人)	67,542	66,555	65,300	63,700	61,600	59,100
1世帯あたり人口(人)	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.4
推計世帯数(世帯)	19,873	20,769	21,600	22,500	23,400	24,200



推計方法

- 平成7年と12年における、「1世帯あたり人口」の推移を確認し、その差を算出した。
参考) 平成7年の1世帯あたり人口は3.399、平成12年の1世帯あたり人口は3.205となり、その差は0.194となる。
- 今後とも同様の推移で1世帯あたり人口が減少するものとみなし、5年間で概ね0.190~0.195ずつ減少するものと想定した。
- 平成37年までの新市将来人口を、上記の1世帯あたり人口で除し、新市の世帯数を推計した。

第4章 新市建設の基本方針

第1節 新市建設の基本理念

新市の建設にあたって住民と行政が共有し、ともに目指すべきまちづくりの3つの視点を新市建設の基本理念とします。

(1) 地域の個性・多様性を生かしたまちづくり

1市2町は森林や海岸線、島しょ部などの多様な自然環境と都市的な利便性の双方を享受でき、さらに「太鼓台」に代表される地域固有の歴史や文化が存在することから、物的にも精神的にも満たされた、大都市にはない豊かさを持つまちになる可能性を有しています。これまで1市2町では各市町の個性の発揮に努めてきましたが、これから新市になることで、様々な個性・多様性を持つ豊かなまちになっていきます。新市の建設にあたっては、これらの個性や多様性を最大限に尊重し活用しながら、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めていきます。

(2) 持続可能な地域社会の構築

全国的に少子・高齢化が急速に進行する中で、社会保障や医療などの分野を中心に住民の将来に対する不安が高まっているといわれています。また、高等教育機関や就労の場など若者が活躍できる機会が限られているといわれています。このため、地域社会の中で将来にわたって安心して暮らすことができ、さらに次の世代へしっかりと受け継いでいくことができるまちづくりが強く求められています。これからの1市2町は、お互いが持てる力を合わせて、誰もが健康で自立し、支え合い、心豊かに暮らせるやすらぎのあるまちをつくっていきます。これとともに、少子化対策や就労対策などを通じて、多くの若者が活躍し地域の将来に明るい希望が持てる、持続可能な地域社会の構築を目指します。

(3) 機能分担をこえた連携と融合の実現

1市2町は多様な地理的条件を持っている一方、各地域が近接し、相互に往来が盛んな状況にあります。こうした中では「田園は田園らしく」「都市は都市らしく」といった役割分担を強調するよりも、田園地域も都市的地域もお互いの優れた点を活用しながら、これまで以上に連携し、また一つのまちとして融合していくことが求められます。このように都市的地域にいながら田園地域の優れた点を享受し、また田園地域にいながら都市的地域の利便性を享受するという、相互に浸透した姿こそが新市にふさわしいものと考えます。新市においては、各地域の個性や豊かさを尊重しながら、相互に連携し、融合し、協働して一体化したまちをつくっていくことを目指します。

第2節 新市の将来像

1市2町によって形成される新市が目指す将来の姿を、以下のとおり定めま
す。

海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』
～ 豊かさやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ ～

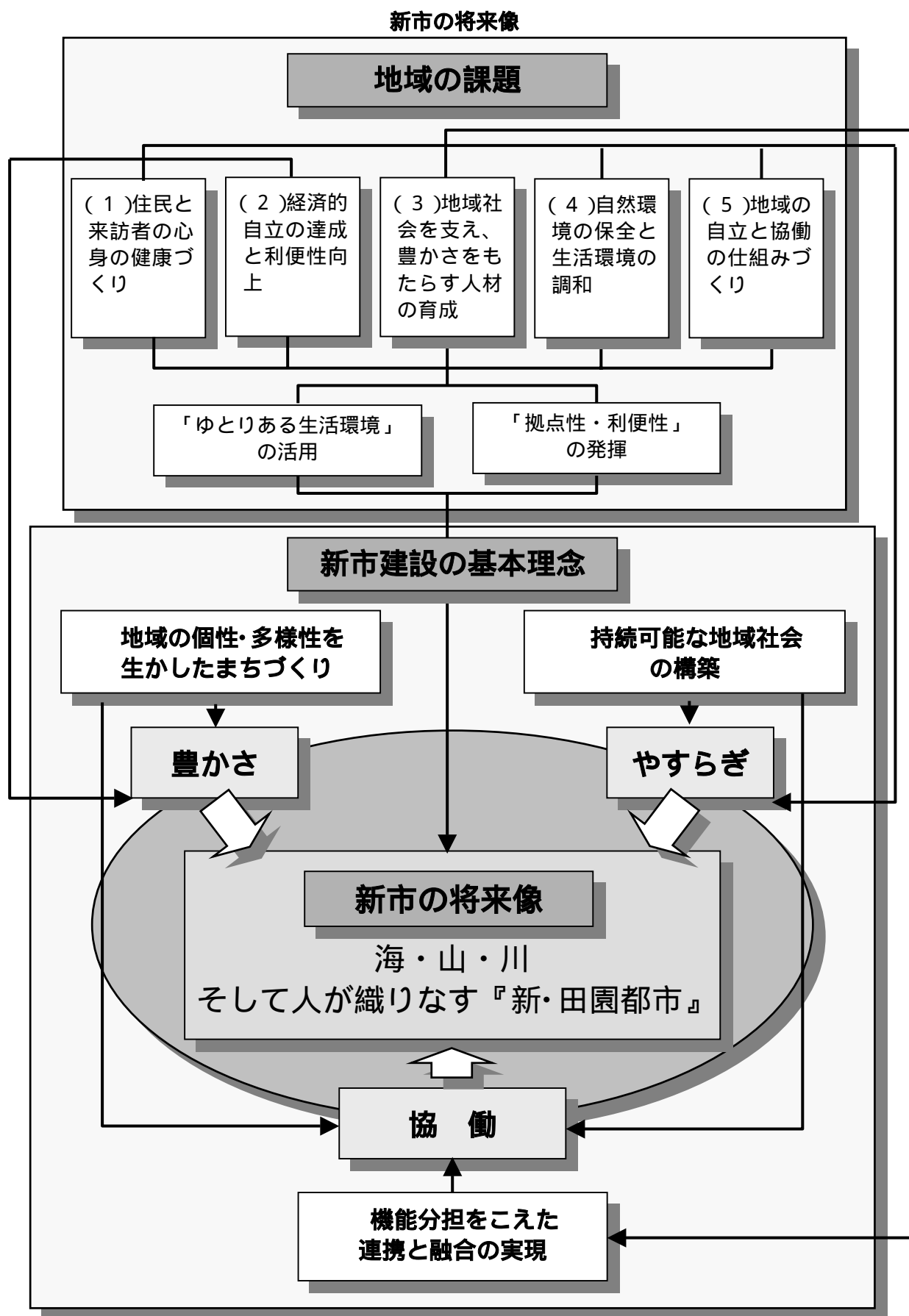
(基本的考え方)

1市2町は、山林や田園地帯、河川や海岸、島しょなど、多様な自然環境に恵まれています。すなわち「海・山・川」といった環境の多様性を尊重することが、新市建設の大前提といえます。

そして、1市2町は、自然環境に優れているだけではなく、まちのにぎわいのもと、そこで営まれる活動も多様なものがあり、文化的にも経済的にも全国的に誇りうるものが多く存在します。これらは単に天の恵みであるだけでなく、ここに住む人々が営々と築き上げてきたものです。新市においても環境や資源に恵まれているだけではなく、「人が織りなす」営みによって新たな生命を吹き込み、真に価値あるものをつくっていきたいと考えています。

これまで、田園地域と都市的地域が共存するまちを、私たちは「田園都市」と呼んできました。私たちはこの恵まれた条件から出発し、そこに暮らす人々の活発な営みを通じて、「地域の個性・多様性を生かしたまちづくり」、「持続可能な地域社会の構築」、「機能分担をこえた連携と融合の実現」をまちづくりの視点としていきたいと考えています。

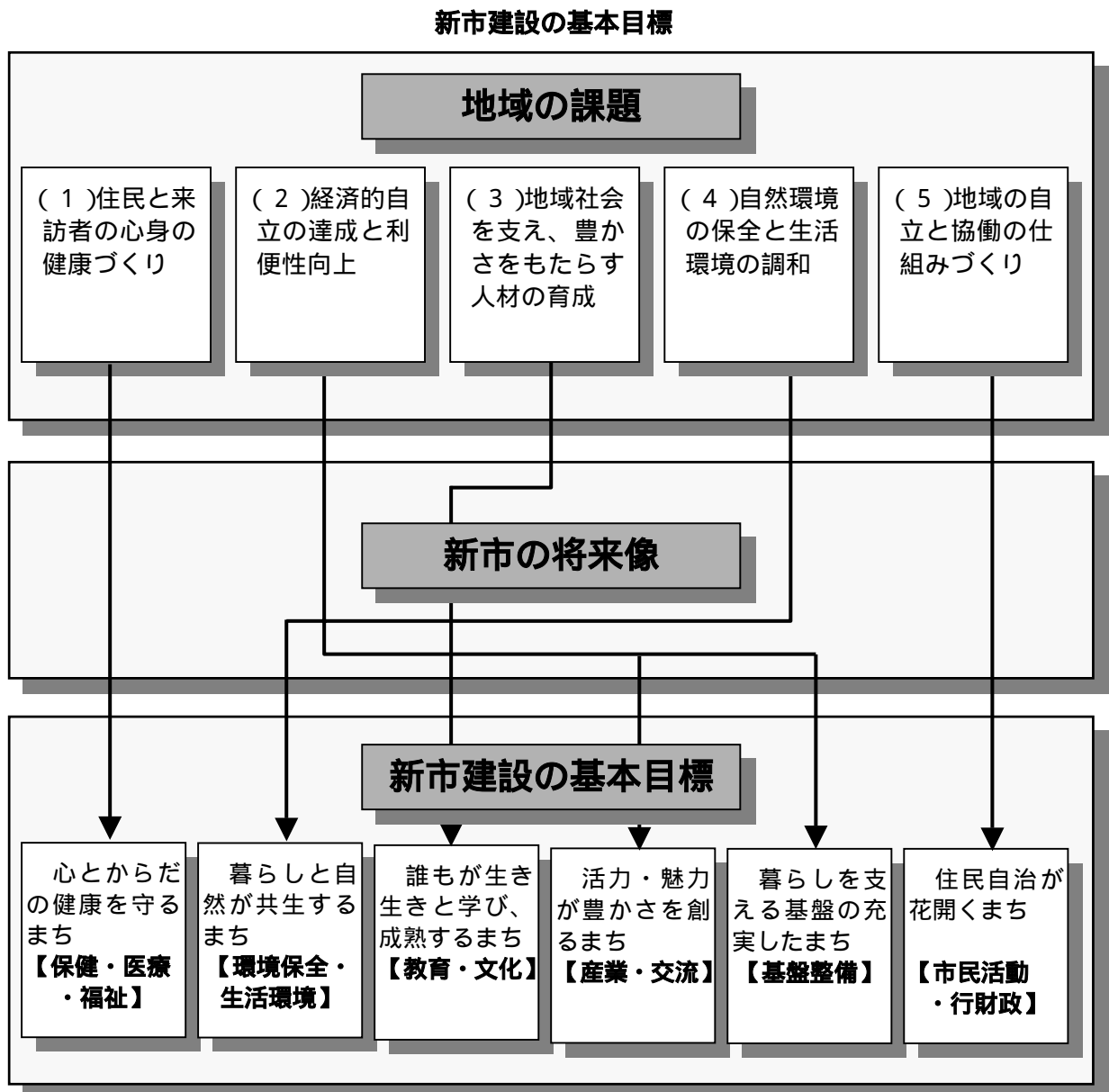
恵まれた自然を生かしながら、そこに住む人々の営みを通して、物心両面にわたる「豊かさやすらぎ」を実感できるまちの実現、そのため、住民と事業者、行政などの多様な主体の協働によるまちづくりを行うことが、私たちの目指す「新・田園都市」です。こうした考え方に基づいて、新市の将来像を「海・山・川 そして人が織りなす 『新・田園都市』 ～豊かさやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ～」とします。



第3節 新市建設の基本方針

新市の将来像「海・山・川 そして人が織りなす 『新・田園都市』 ~ 豊かさやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ~」の実現を目指して、以下の「新市建設の基本目標」「ゾーン別の整備方針」「ネットワークの形成方針」に基づき新市の整備を推進していきます。

(1) 新市建設の基本目標



心とからだの健康を守るまち 【保健・医療・福祉】

新市のエリアの中には、地域医療の中核の医療機関があり、地域住民の健康増進・在宅ケアに寄与してきました。しかし、少子・高齢化が進行しつつあり、これに伴って保健・医療・福祉に関連するサービスの需要はますます高まっていくことが予想されます。

このため、新市として、中核の医療機関などの機能強化を含め、保健・医療・福祉の連携と効率的な施策実施を図りながら、市民が安心して暮らせるみんなにやさしいまちの形成を目指します。

暮らしと自然が共生するまち 【環境保全・生活環境】

市民生活や経済活動が自然環境と共生できるよう、誰もが水や緑に触れる機会を創造するとともに、廃棄物や汚水などを適切に処理するため、基盤や施設の整備を行います。

また、新市は山間部の森林や海岸線、河川、島しょなど多種多様で豊かな自然に恵まれており、その恵みは市民の生活や経済活動を支える上で欠かせないものです。このような水と緑に恵まれたまちを後世に受け継いでいくため、自然環境を保全する活動を今後一層推進していきます。

誰もが生き生きと学び、成熟するまち 【教育・文化】

新市が将来にわたってその個性を守り、新たな豊かさを創造しながら持続的な地域社会を構築していくためには、将来を担う人材の育成が極めて重要な課題となります。また、市民の暮らしの中に彩りを添え、精神的な充足感や豊かさを得るため、これまで継承してきた歴史的遺産や文化的な活動を守り育てていくことが重要になります。

こうした点を踏まえて、小中学校等における学校教育の充実を図るとともに、生涯学習・文化活動や歴史・地域文化の継承を通じて、地域社会への愛着や誇り、人権の尊重などの意識を育てることを目指します。また、スポーツ活動や市民の気軽なレクリエーションの機会の充実を図ります。さらには、市民の芸術文化活動を支援し、新たな地域文化の創造に努めるなど、裾野の広い文化のまちづくりを推進します。

活力・魅力が豊かさを創るまち 【産業・交流】

全国的に産業が伸び悩む中で、地域社会の中で安心して暮らすことができるよう、新市においても、若者をはじめとする就労の場の確保が求められています。

このため、工業団地などへの企業誘致や農業・商工業などの既存の産業の振興を図るとともに、産業間の連携によって新たに経済的な活性化を促進するほか、就労形態の多様化などを通じて、経済動向に的確に対応しながら地域の雇用を確保することが必要です。また、新市の恵まれた資源や環境を生かしながら内外の交流を促進し、これを地域の活力につなげていくことが求められます。

こうした観点に立って、新市として農林水産業や商工業、観光業などの各産

業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくりの推進に努めます。

暮らしを支える基盤の充実したまち 【基盤整備】

新市は高松自動車道や国道 11 号、377 号などの主要幹線道路や J R 予讃線などが通り、交通利便性が高い地域ですが、国道等の幹線道路は混雑が激しく、またこれ以外の主要地方道は狭い区間が多く存在するなど、円滑な交通環境の整備が求められています。その一方で今後 J R 予讃線に山陽新幹線と直通が可能な「フリーゲージトレイン」を導入する動きがあることや、J R 岡山～茶屋町駅間の複線化事業が始まったことから、新市と全国を結ぶ交通利便性が向上することが予想されます。このため、市内の交通ネットワークを再編し、これに合わせて市内の道路網と公共交通の充実を図るとともに、公共交通の発着点としての J R 駅周辺の機能強化に取り組みます。

あわせて、無秩序な市街化を防止して適切な土地利用を図るとともに、防災の観点から災害に強いまち、安全なまちをつくるため、消防・防災機能の充実や交通安全の推進に努めます。これとともに、新市における人口の流入を促進するため、適切な住宅地の供給を図るなど、暮らしを支える基盤が充実したまちを目指します。また、地域の利便性と安全性などを高め、地域によるサービス格差を解消するため、情報ネットワークのインフラ整備を進めます。

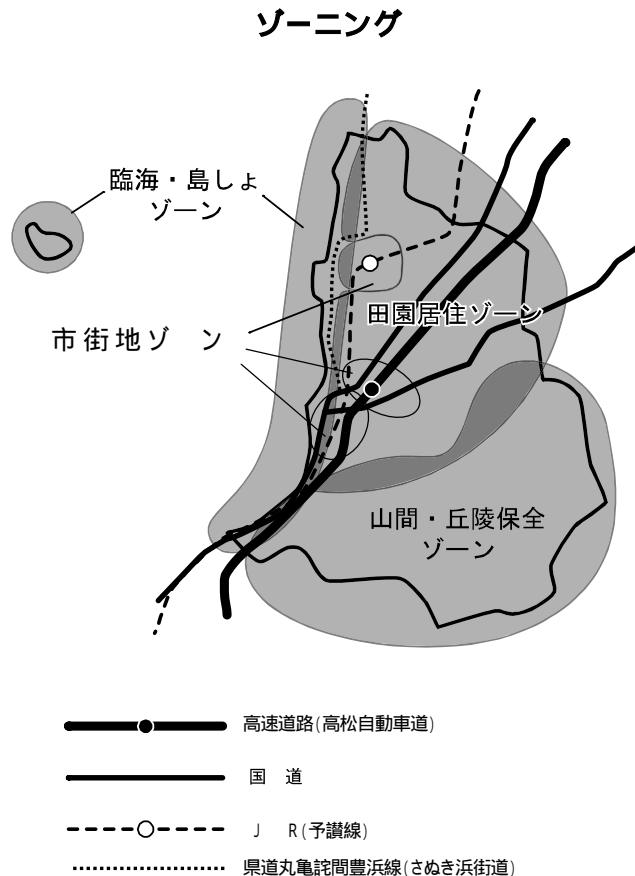
住民自治が花開くまち 【市民活動・行財政】

これからは、行政が主導的に事業を推進しまちづくりを進める形態から、市民が主体的に参画し、まちづくりの担い手となる方向へ転換していくものと思われれます。こうした転換を迎えるにあたって、地域の自治に取り組むことができる条件を整備し、市民と行政がともに役割と責任を分かち合い、パートナーとして協働のまちづくりを進めることを目指します。

こうした取り組みの前提として、新市が公共団体として果たすべき役割や施策のあり方を明確にしながら、厳しい財政状況の中にあっても将来にわたって持続的、安定的な市政運営が図られるよう、行財政基盤の確立に努めます。

(2) ゾーン別の整備方針

新市は都市的地域、山間部や農村的地域、島しょなど、多種多様な地理的条件を持っていることから、地理的にそれぞれの特性を生かした整備を進めることが求められます。このため、新市を以下の4つのゾーンによって形成されるものとして、それぞれの整備方針を以下のように定めます。



市街地ゾーン

このゾーンは、密集した市街地の中に新市の産業や交流を支える都市的な機能が多く集積しているほか、鉄道などの公共交通の拠点ともなっており、利便性の高い住空間が形成されています。特に、JR観音寺駅周辺は特急電車の発着地として新市と内外を結ぶ拠点的な役割を担っていくことが期待されています。

このため、このゾーンでは交通利便性の高さを生かして文化、交流等の都市的機能の集積や住空間の立地誘導を推進するとともに、新市と内外を結ぶ拠点にふさわしい施設・機能の整備を図っていきます。

田園居住ゾーン

このゾーンは、豊かな田園地帯の中に河川やため池が存在し、水と緑が豊かな地域社会となっているほか、広大な平野を生かしてゆとりある住宅地が広がっています。さらに、市街地ゾーンと山間・丘陵保全ゾーンとの間に位置して相互に融合を図る場となります。

こうした特性を生かして、このゾーンでは農地の適正な保全を図りながら、ゆとりある住宅の立地を促進するとともに、環境と共生した産業や住民の利便性を高める施設の立地誘導を図り、ゆとりややすらぎの中に豊かさや利便性も兼ね備えた地域の形成を目指します。

山間・丘陵保全ゾーン

このゾーンは豊かな山林に恵まれ、貴重な水をもたらすなど、新市全体に自然の恩恵を与える源となっています。また、丘陵地帯では、梨、みかん等の果樹栽培が盛んなほか、内外の交流を支える拠点となる観光施設も点在しています。

こうした特性を生かして、このゾーンでは山林の適正管理を通じた育成・保全を図り、新市にとって貴重な水と緑を守ることに努めます。これとともに、内外の交流の活発化を推進し、地域の個性を生かした観光集客の促進を支援します。

臨海・島しょゾーン

このゾーンは、新市に恵みを与える瀬戸内海の燧灘に面して美しい海岸線が広がっているほか、伊吹島や股島などの島しょを有し、新鮮な海産物を提供するほか、砂地を利用した野菜栽培や施設園芸農業があり、海を生かした交流の舞台にもなっています。また、市街地部付近では工業等の集積も見られ、多様な地域の資源を有しています。

こうした条件を生かして、このゾーンでは、今後も産業立地を進めるとともに、現在整備が進められている廃棄物埋立護岸やさぬき浜街道を活用して物流の拠点づくりを目指します。また、水産業における生産・販売の強化や観光業などと連携した体験交流の機会を提供するなど水産資源を活用した地域の活性化に取り組みます。さらに、貴重な観光資源ともなっている白砂青松の砂浜の保全、活用により、地域固有の歴史・文化的資源の継承を図っていきます。

(3) ネットワークの形成方針

新市においては、地域間のバランスに配慮しながら内外の交流が可能になるよう地域間を結び、人・もの・情報の流れが活発になるようにネットワークの充実を図っていきます。特に新市においては、一つの「核」に人・もの・情報が集中するのではなく、各地域が直接結びつくことができるようにネットワークを形成することを目指します。

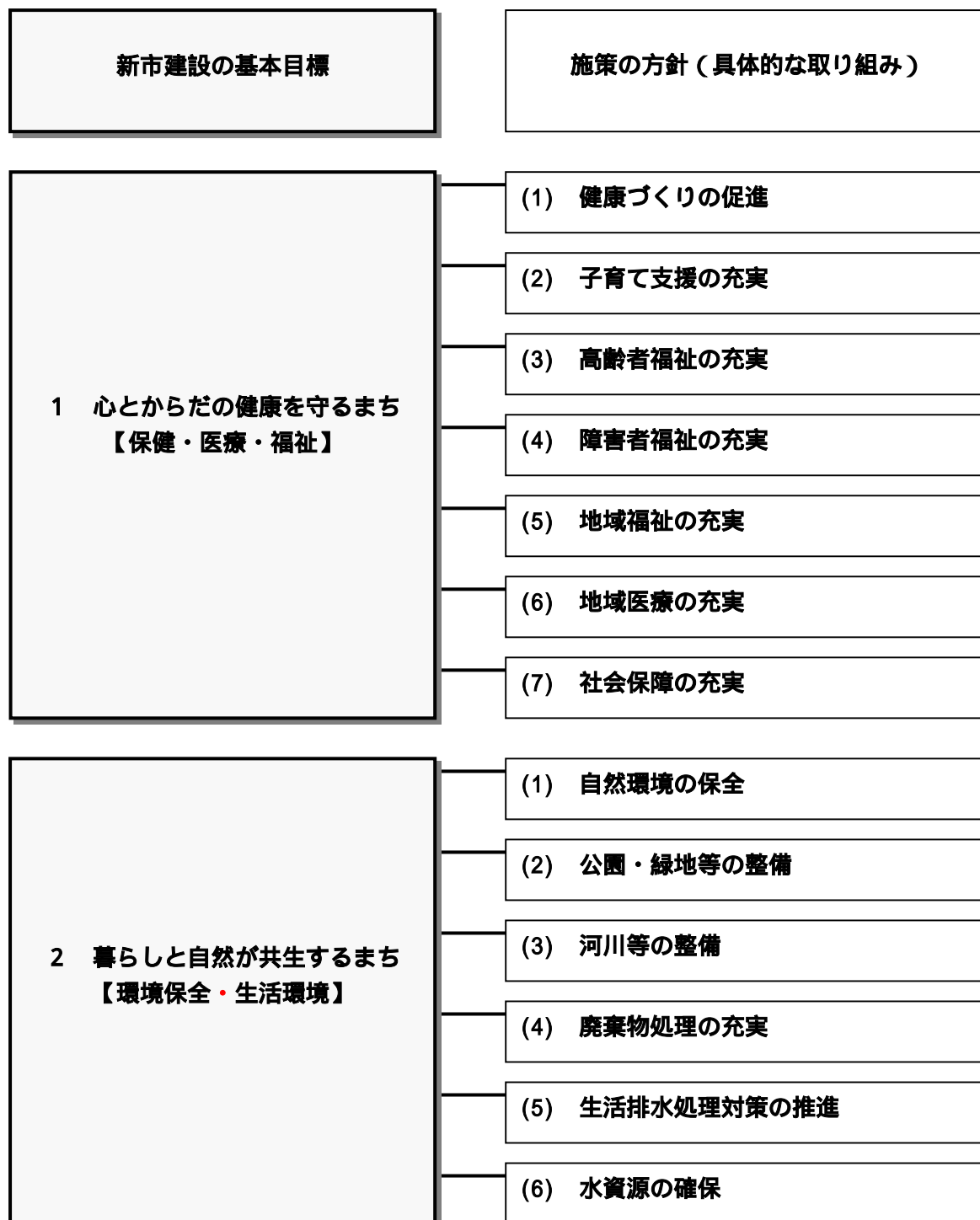
具体的には、新市の市民の交通利便性を確保し、かつ市外の人々が新市の各

地域に気軽に訪れることができるよう、公共交通の充実を図っていきます。

また、保健・医療・福祉や教育・文化などさまざまな局面の取り組みにおいて、各地域社会が主体的に個性的な活動ができ、かつ内外への情報発信が円滑にできるよう、大量かつ双方向に情報のやり取りができる情報ネットワークの形成を図ります。

第5章 新市の施策

新市の将来像「海・山・川 そして人が織りなす 『新・田園都市』 ~豊かさやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ~」の実現に向けて、新市として取り組むべき施策を以下の体系に則って推進します。



**3 誰もが生き生きと学び、
成熟するまち
【教育・文化】**

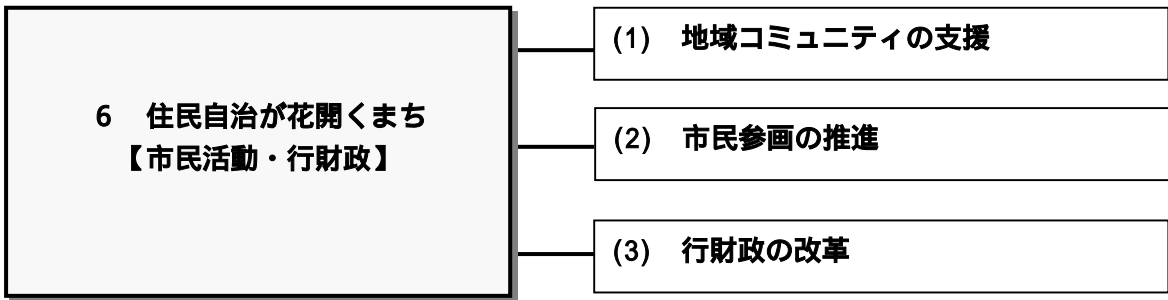
- (1) 幼児教育・学校教育の充実
- (2) 生涯学習・芸術文化活動の活性化
- (3) スポーツ活動の条件整備
- (4) 歴史・地域文化の保全と継承
- (5) 人権の尊重

**4 活力・魅力が豊かさを創るまち
【産業・交流】**

- (1) 農林業の振興
- (2) 水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光・レクリエーションの活性化

**5 暮らしを支える基盤の
充実したまち
【基盤整備】**

- (1) 交通基盤の整備
- (2) 公共交通の充実
- (3) 港湾施設の整備
- (4) 市街地空間の整備
- (5) 居住空間の整備
- (6) 適切な土地利用の推進
- (7) 消防・防災の推進
- (8) 防犯の充実、交通安全の推進
- (9) 情報通信基盤の整備



第1節 心とからだの健康を守るまち 【保健・医療・福祉】

《施策の方針》

(1) 健康づくりの促進

市民の自主的な健康づくり活動を支援するとともに、各種保健・福祉施設の整備充実や健康増進・温浴施設等の利用促進を図ります。また、健康相談、健康教育、健康診査等の保健予防活動を推進し、心とからだの健康づくりと疾病の予防・早期発見に努めます。

(2) 子育て支援の充実

子育て支援ネットワークの構築を進めるとともに、子育て支援施設の整備や多様な保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。さらに、仕事と子育ての両立支援対策を推進します。

また、一人親の世帯においても、仕事と家事の過度の負担を軽減し、生活基盤の安定を図るため、児童扶養手当や医療費助成等の制度の周知や各種相談の充実に努めます。

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者が安心して生活できるよう、介護保険制度に基づく各種サービスの充実を図るとともに、ホームヘルパーの確保など在宅介護に対する支援を行います。

あわせて、給食サービスや生きがい対応型デイサービスなどの高齢者福祉事業を推進することによって、誰もが安心して老後を過ごすことができる環境を整備します。

また、高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどの活動の場の確保や就労機会の拡大に努めます。

(4) 障害者福祉の充実

心身の障害を持つ人が自立した生活ができるよう、社会参加を進めるための支援の充実を図るとともに、事業者への雇用啓発を行い、就労の場の確保に努めます。

また、心身の障害を持つ人に対する理解と認識を深めるための交流活動や啓発活動を推進します。

(5) 地域福祉の充実

市民がともに助け合い、支え合う社会システムを構築するため、福祉の意識を啓発するとともに、ボランティア活動の支援・人材育成に努めます。

また、高齢者や心身の障害を持つ人が不自由なく安心して暮らすことができるよう、公共施設等におけるユニバーサルデザインの環境整備を推進します。

(6) 地域医療の充実

高度かつ多様化する医療需要に的確に対応するため、地域の中核医療機関としての公立総合病院の機能強化を支援するとともに、民間医療機関との役割分担と連携を図り、地域医療の充実に努めます。

(7) 社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える国民年金・国民健康保険・老人保健・介護保険制度の円滑な運用を図るとともに、疾病予防や健康づくりを推進し、医療費の増大を抑制するよう努めます。

施策名	主要事業
健康づくりの促進	老人保健福祉計画の策定 健康増進計画の策定 保健センター等の整備充実 健康増進・温浴施設等の利用促進 疾病予防対策の推進 健康相談・教育の充実
子育て支援の充実	次世代育成支援行動計画の策定 子育て支援ネットワークの構築 子育て支援施設の整備 保育サービスの充実 仕事と子育ての両立支援対策の推進 各種相談の充実
高齢者福祉の充実	老人保健福祉計画の策定 介護保険事業計画の策定 老人福祉施設の整備 介護サービス基盤の整備充実 高齢者の生活支援の充実 生きがい対策の推進
障害者福祉の充実	障害者福祉計画の策定 社会参加のための支援充実 事業者への雇用啓発 交流活動や啓発活動の推進

施策名	主要事業
地域福祉の充実	地域福祉計画の策定 福祉意識の啓発 ボランティア活動の支援・人材育成 公共施設等のユニバーサルデザイン化
地域医療の充実	公立総合病院の機能高度化を支援 救急医療体制の強化 離島救急搬送体制の強化
社会保障の充実	国民年金制度の円滑な実施と適正な運用 国民健康保険制度の円滑な実施と適正な運用 老人保健事業制度の円滑な実施と適正な運用 介護保険事業制度の円滑な実施と適正な運用

第2節 暮らしと自然が共生するまち 【環境保全・生活環境】

〈施策の方針〉

(1) 自然環境の保全

河川やため池、海などの水質保全及び農地や森林の持つ多面的機能の保全に努めます。

また、環境に対する意識の高揚を図るため、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境美化活動等への支援充実や太陽光発電など地球にやさしい自然エネルギーの利用と省エネルギーの啓発に取り組みます。

さらに、環境基本計画を策定し、環境保全に関する総合的な施策を推進します。

(2) 公園・緑地等の整備

新市における各地域の主要な公園・緑地の整備を推進し、憩いの場、新市域内外の交流の場、災害時の安全空間などとして多様かつ積極的な活用を図ります。

また、身近なオープンスペースや子どもの遊び場として、児童公園等の整備や住宅地等における緑化を促進するとともに、市民との協働を含む適正な管理体制の構築を図り、身近な生活環境の向上に努めます。

さらに、斎場の整備や墓地の適正管理・整備を進めます。

(3) 河川等の整備

河川やため池を市民が親しめ、水辺にふれあえる親水空間として整備するとともに、自然環境や生態系に配慮しながら防災・治水機能の強化を目指した河川改修や排水路の整備、急傾斜地崩壊防止対策や海岸保全などを推進します。

(4) 廃棄物処理の充実

適切かつ効果的な廃棄物処理を行うため、一般廃棄物処理計画を策定し、分別収集の徹底、ごみの減量・再資源化、広域的なごみ処理施設の整備等を推進します。

また、廃棄物が適正に処理されるよう、監視の強化や不法投棄の防止に努めます。

さらに、し尿処理を適正かつ衛生的に進めます。

(5) 生活排水処理対策の推進

公共用水域の水質保全と快適な生活環境づくりを図るため、地域の実情や特性に応じて、公共下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進など生活排水処理対策を推進します。

(6) 水資源の確保

安定的かつ低廉に水を供給できるよう、水資源の確保や安全性に配慮した水道施設の整備に努めるとともに、水源の水質の保全を進めます。

あわせて、限りある水資源を有効に活用するため、節水意識の高揚を図るとともに、水の循環利用を推進し、節水型社会の形成に努めます。

施策名	主要事業
自然環境の保全	環境基本計画の策定 自然環境の保全 環境教育・環境学習の推進 環境美化活動への支援充実 自然エネルギーの利用と省エネルギーの推進
公園・緑地等の整備	公園・緑地の整備 緑化の推進 斎場の整備 墓地の適正管理・整備
河川等の整備	河川の改修 ため池の整備 排水路の整備 砂防・急傾斜地崩壊防止対策の推進 海岸の保全 河川・ため池等の親水空間整備
廃棄物処理の充実	一般廃棄物処理計画の策定 分別収集の徹底 ごみの減量・再資源化の推進 リサイクル啓発施設の整備 広域のごみ処理施設等の整備 適正かつ衛生的なし尿処理の推進 不法投棄防止対策の推進
生活排水処理対策の推進	公共下水道の整備 農業集落排水施設の整備 合併処理浄化槽の設置促進
水資源の確保	生活用水・農業用水・工業用水の確保と安定供給 水道施設の整備 水質の保全 水源地の保全 節水意識の高揚 水循環利用の推進

第3節 誰もが生き生きと学び、成熟するまち 【教育・文化】

〈施策の方針〉

（1）幼児教育・学校教育の充実

基礎的な学力を伸ばすとともに、郷土の自然を愛する心を育むことや集団生活の中で基本的な生活習慣・道徳性・創造性などを身につけることができるよう、質の高い豊かな幼児・学校教育の実現を目指します。

特に学校教育では、地域の実情を踏まえながら、各地域の特色を生かして学校と家庭・地域が一体となった教育を進め、教育相談の充実や情報化・国際化への対応などを通じて児童・生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動を推進します。

また、耐震改修など学校教育施設の整備充実により、幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備に努めます。

さらに、市内の高等学校の教育内容・施設・設備等の充実を関係機関に働きかけ、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。

加えて、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組みます。

（2）生涯学習・芸術文化活動の活性化

市民の自主的かつ主体的な学習や文化活動を支援するため、図書館や公民館等の生涯学習施設における各種講座や情報提供の充実と同時に、ネットワーク化を通じて生涯学習の広域的な展開を図ります。

また、地域・地区において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担っている生涯学習団体・PTA等の活動を積極的に支援します。

さらに、芸術文化活動の発表の場や内外の優れた芸術文化に触れる機会を提供することにより、市民の生涯学習や交流活動への参加を促進します。

（3）スポーツ活動の条件整備

市民の健康づくりやレクリエーションの一環として自主的なスポーツ活動を行うことができるよう、運動公園や体育館などの体育施設の整備充実を図るとともに、指導者の育成にも努めます。

また、地域に根ざしたスポーツクラブの育成や各種大会の開催、各種施設の広域的利用の促進により、スポーツの振興やスポーツを通じた市民の交流を図ります。

(4) 歴史・地域文化の保全と継承

地域文化の保全・継承、情報発信の拠点となる文化的施設の整備充実を図るとともに、四国霊場八十八カ所札所に代表される歴史的資源や郷土芸能、文化財の保護・保存に努めます。

また、地域固有の資源である「太鼓台^{ちようさ}」を活用して、地域の一体感の醸成を目指します。

さらに、札所めぐりなどに利用される古道を、地域を巡り歩く歩道として活用し、歴史・文化的資源のネットワーク化を目指します。

(5) 人権の尊重

人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけることができるよう、地域・学校・事業所などあらゆる場において、新市として一体的な人権教育・啓発活動を積極的に展開します。

施策名	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	幼児・学校教育内容の充実 幼稚園・小中学校施設の整備 小中学校校舎等の耐震改修 学校給食センターの整備 小中学校等教育用情報機器の整備 青少年の健全育成
生涯学習・芸術文化活動の活性化	生涯学習施設の整備充実 生涯学習活動の促進 市民会館・博物館の整備 芸術文化活動の促進
スポーツ活動の条件整備	スポーツ・レクリエーション施設の整備充実 スポーツ指導者・団体の育成 スポーツ・レクリエーション活動の促進
歴史・地域文化の保全と継承	文化的施設の整備充実 歴史的資源、郷土芸能、文化財の保護・保存 「太鼓台 ^{ちようさ} 」の活用 歴史・文化的資源のネットワーク化
人権の尊重	人権行政の推進 人権教育の推進

第4節 活力・魅力が豊かさを創るまち 【産業・交流】

《施策の方針》

(1) 農林業の振興

地域農業の安定的かつ継続的な振興を図るため、農道やため池などの農業生産基盤を整備するとともに、優良農地の確保と流動化による経営拡大を推進し、全国的にも競争力のある農産物の生産や販売を支援するほか、農産物の需要動向に即した生産・出荷を行うための流通体系の整備を図ります。

また、観光物販施設などを活用しての地産地消や、後継者の育成、新規就農者の受け入れ促進などによる担い手の育成確保、さらには、農業体験や学習を通して都市との交流を進める体験型農業を推進します。

畜産業については、生産基盤の整備を推進するとともに、生産体制の強化、担い手の育成、畜産物の高品質化等を支援します。

林業については、林産物の生産に欠かせない林道等の基盤整備を進めるとともに、地域における貴重な自然環境の保全という観点から森林の計画的な維持・管理に努めます。

(2) 水産業の振興

水産業の基盤となる漁港や施設の整備を推進するとともに、経営感覚に優れた担い手の育成確保、水産加工品の高度化やブランド化を進め、漁業経営の安定化を図ります。

また、水産資源の保護や水域環境の保全に努め、漁場環境の向上を図り、つくり育てる漁業を推進します。

(3) 商工業の振興

商業については、時代の変化に対応できる経営基盤の強化、担い手や組織の育成を支援するとともに、商業活動の拠点づくりの一環として、TMOなど関係機関との連携のもと中心市街地の活性化を図ります。また、主要道路沿道や市街地空間における商業立地を促進するとともに、既存の小売店へも集客するよう、地域のニーズに対応した魅力ある商店街づくりを支援します。

工業については、既存企業の高度化を支援するため、各種制度、施策を有効に活用することにより、地域産業の体質強化に努めます。また、四国の高速交通の中心となる地理的条件を生かして、新たなる企業の誘致や起業を推進するとともに、物流の拠点づくりを目指します。

さらに、シルバー人材センターの充実や労働情報の提供などにより、就労の促進に努めます。

(4) 観光・レクリエーションの活性化

新市域内外からの交流人口の増大を図るため、海、島、川、池、山、温泉・温浴施設や歴史的遺産、文化財など新市内の様々な地域資源や観光施設等をネットワーク化し、観光客の誘致に努めます。特に、四国霊場八十八ヵ所札所や「ちょうさ祭り」などの歴史・文化的資源や行事などを通じて「癒し」を求める来訪需要に対応して、宿泊施設や温泉などに関する情報を積極的に発信していきます。

また、様々な地域イベントや農林水産業の体験型観光を推進するとともに、宿泊施設や文化施設、スポーツ・レクリエーション施設等を活用したスポーツ大会や合宿、各種会議等の誘致に取り組みます。

さらに、観光物販施設を活用して、観光情報や地域の魅力を効果的に提供します。

施策名	主要事業
農林業の振興	生産基盤の整備 優良農地の確保及び農地流動化の推進 生産体制の強化 流通体系の整備 地産地消の推進 担い手の育成確保 体験型農業の推進 森林の保全
水産業の振興	漁業生産基盤の整備 担い手の育成確保 水産加工品の高度化・ブランド化 つくり育てる漁業の推進
商工業の振興	商工会議所・商工会との連携強化 経営基盤の強化 中心市街地の活性化 地域企業の高度化 企業誘致や起業の推進 就労の促進
観光・レクリエーションの活性化	観光地のネットワーク化 積極的な情報発信 体験型観光の推進 スポーツ大会や合宿、各種会議等の誘致 観光地へのアクセス道の整備

第5節 暮らしを支える基盤の充実したまち 【基盤整備】

《施策の方針》

(1) 交通基盤の整備

新市の一体感の醸成や内外の交流促進を図るため、駅・港湾・インターチェンジなどの交通拠点を結ぶ幹線道路網を整備するとともに、国道11号をはじめとする主要幹線道路の拡幅もしくはバイパス整備等の要望を積極的に行います。生活道路については、緊急性、整備効果等を考慮して、優先順位の高い道路から計画的に整備を推進します。

また、教育や病院等の公共施設周辺をはじめとする道路空間において、市民が安心して通行できるよう、歩道空間の確保と段差解消等のバリアフリー化に努めます。

(2) 公共交通の充実

新市における市民の交通利便性の向上を図るため、市内各地と主要公共施設や病院、JR駅等の交通拠点を結ぶ市内循環バスの運行の拡充に努めます。

また、フリーゲージトレインの導入を促進するとともに、JRや高速バスの運行拡大を要望していきます。

さらに、離島航路や島内交通の充実に努めます。

(3) 港湾施設の整備

流通拠点としての観音寺港、豊浜港及び室本港の機能の高度化を図ります。

(4) 市街地空間の整備

JR観音寺駅を新市の交通結節点にふさわしい玄関口となるよう、駅機能の充実を図るとともに、利便性や景観に配慮して駅周辺の整備を推進します。

また、駅や港湾などの交通拠点とリンクした中心市街地等の整備を推進し、狭あいな市街地を解消して誰もが安心して暮らせる利便性の高い空間の確保を図ります。

(5) 居住空間の整備

公営住宅等の維持管理の充実を図るとともに、速やかな入居情報の提供や若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を推進します。

また、民間との連携・協力により、良好な住宅・宅地の供給を促進します。さらに、がけ地近接住宅など危険地に対する対策を進めます。

(6) 適切な土地利用の推進

秩序ある新市発展のため、国土利用計画及び都市計画マスタープランの策定に取り組むとともに、開発等に関する規制誘導を図るなど、新市として整合性のある広域的かつ合理的で適正な土地利用体系の確立を目指します。

(7) 消防・防災の推進

新市のさまざまな地域の条件に的確に対応して防災体制の充実強化を図るとともに、自主防災組織等の育成に努めます。

また、防災行政無線の統合や消防資機材の一層の充実を図るとともに、消防団等関係機関との連携・協力のもと、迅速な消防救急活動、市民の避難場所・避難ルートの確立など危機管理体制を構築することにより、災害発生時にその被害を最小限にとどめることを目指します。

(8) 防犯の充実、交通安全の推進

誰もが安心して安全に暮らせるよう、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、街灯・防犯灯の充実等に努めます。

また、交通事故を防止するため、交通危険箇所解消と交通安全施設の改良・整備を進めるとともに、交通安全教育の徹底と交通安全意識の高揚を図ります。

(9) 情報通信基盤の整備

市民が生活に密着する分野でさまざまな情報を利用しやすくなるよう、高速・大容量の情報通信基盤の整備に努めます。

施策名	主要事業
交通基盤の整備	国道・県道の整備促進 市道の整備・維持管理 歩道の整備 バリアフリーのまちづくり
公共交通の充実	市内循環バスの運行拡充 フリーゲージトレインの導入促進 J R 及び高速バスの運行拡大を要望 高速バス駐車場の整備 離島交通の充実
港湾施設の整備	港湾機能の強化
市街地空間の整備	J R 観音寺駅及び周辺の整備 中心市街地の整備
居住空間の整備	公営住宅の整備 若者・高齢者向け住宅の整備 民間と連携・協力した良好な住宅・宅地供給の促進 かけ地近接住宅対策の推進
適切な土地利用の推進	国土利用計画の策定 都市計画マスタープランの策定 開発等に関する規制
消防・防災の推進	地域防災計画の策定 地震防災対策の推進 自主防災組織の育成 消防資機材の充実 消防施設の整備 防災行政無線・情報システムの整備
防犯の充実、交通安全の推進	交通危険箇所の解消 交通安全施設の整備 防犯・交通安全意識の高揚
情報通信基盤の整備	ケーブルテレビ等の拡充 地域公共ネットワークの構築

第6節 住民自治が花開くまち 【市民活動・行財政】

〈施策の方針〉

(1) 地域コミュニティの支援

自治会活動やコミュニティ活動を支援することにより、市民が主体となったまちづくりを推進します。

また、地域での課題や問題点を住民が自主的に話し合いながら、まちづくりを進めていくコミュニティ制度の導入について検討します。

さらに、新市内の各地域がお互いを知り、相互に尊重しあえる関係を構築するため、地域内交流を促進するとともに、国内・国際交流活動を積極的に進めることにより、地域の活動が全国的かつ国際的なものとなることを目指します。

(2) 市民参画の推進

まちづくりの主役である市民とのパートナーシップを築くため、個人情報のある適正な取扱いのもと情報公開制度の充実により、市民との情報の共有化を図り、開かれた市政を推進します。

また、行政サービスの内容や将来計画などに関する市民の意見を直接聴取する機会を拡充し、市民の声を市政に反映した魅力あるまちづくりを進めます。

さらに、男女共同参画社会の実現に向け、新市における新たな男女共同参画計画を策定し、市民の意識啓発や男女がともに社会参画ができる条件の確立に努めます。

(3) 行財政の改革

効率的な行政運営を図るため、新市における行政改革大綱を策定し、行政組織機構の見直しをはじめとする行政改革に取り組みます。

また、財政健全化を図るため、長期的視点に立った財政計画を策定するとともに、自主財源の安定化及び財源の確保に努め、国・県の補助制度を積極的に利用しながら、将来の負担を考慮に入れた上で合併特例債を含めた地方債を効果的に活用します。

さらに、新市において施策・事業が効率的・効果的に実施されているかを検証するため、行政評価制度の導入を図ります。

加えて、事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に活用できるシステムを確立します。

公共施設については、民間事業者やボランティア、各種団体など管理形態の多様化やPFI等による民間活力の積極的な導入を図ります。なお、新市の庁舎については、国等の出先機関も含めて、市の規模や財政状況を踏まえ適切な整備を行います。

また、市民の利便性向上に資するため、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。

施策名	主要事業
地域コミュニティの支援	コミュニティ活動の支援 自治会活動の支援 コミュニティ施設の整備 コミュニティ制度導入について検討 合併市町村振興基金の設置 地域内交流の推進 国内・国際交流の推進
市民参画の推進	情報公開制度の充実 広聴広報の充実 男女共同参画計画の策定 市民参画・男女共同参画推進拠点の整備
行財政の改革	行政改革大綱の策定 職員の定員適正化計画の策定 健全な財政運営 行政評価制度の導入 電子自治体の構築 民間活力の導入 庁舎の整備 案内標識や看板等の整備

第6章 新市における県事業の推進

第1節 香川県の役割について

新市においては、一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図るとともに、西讃地域の中核を担うにふさわしい都市づくりを進め、「海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』」の実現を目指します。

このため、香川県においては、新しいまちづくりが円滑に進められますよう、新市と連携して県事業を積極的に推進します。

第2節 新市における県事業

事業名		主な事業箇所等
県道等改築事業		県道丸亀詫間豊浜線（観音寺地区・大野原地区・豊浜地区） 県道観音寺佐野線（観音寺地区・大野原地区） 県道粟井観音寺線（観音寺地区） 都市計画道路観音寺駅観音寺港線（観音寺地区） 都市計画道路中央村黒線（観音寺地区） 都市計画道路昭和本大線（観音寺地区） 県道丸井萩原豊浜線（大野原地区・豊浜地区） 県道大野原川之江線（大野原地区） 県道先林姫浜線（豊浜地区）
港湾改修事業		観音寺港（観音寺地区） 豊浜港（豊浜地区）
河川改修・砂防事業		財田川（観音寺地区） 前田川水系砥川（大野原地区）
農道整備事業		西讃南部地区大規模農道（観音寺地区・大野原地区・豊浜地区） 中姫中央地区農道（大野原地区）
農業生産基盤整備事業	農地	三豊干拓・阿弥陀池地区（大野原地区） 和田地区（豊浜地区）
	水路	高屋・八幡地区（観音寺地区） 柞田地区（大野原地区）
農地防災事業	海岸	三豊干拓地区（観音寺地区）
	ため池	新池地区（大野原地区）
県立公園施設整備事業		琴弾公園（観音寺地区）

第7章 公共的施設の適正配置と整備

教育・福祉・文化・スポーツ等の各種公共的施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などに配慮するとともに、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら十分に検討した上で、適正な配置及び整備を行うことを基本とします。

新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ事業の効果などを十分検討するとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効利用・相互利用するなど、財政負担の少ない効率的な運用に努めます。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムのネットワーク構築等必要な整備を図ります。

第8章 財政計画

財政計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間について、普通会計をベースに作成しています。

第1節 歳入

地方税

市民税は、経済成長率と将来人口により推計しています。固定資産税及びその他の地方税は一定で見込んでいます。

地方譲与税・各種交付金

一定で見込んでいます。

地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定していますが、三位一体改革の影響等を考慮し、一定の減額を見込んでいます。また、合併に係る交付税の追加措置や合併特例債の償還に係る交付税措置等を加算しています。

国庫支出金・県支出金

投資的経費及び扶助費に係る額を毎年度の支出に連動させ、その他は一定としています。また、合併に係る財政支援等も見込んでいます。

地方債

投資的経費の一定割合を起債する設定にしています。このほか、合併特例債等を見込んでいます。

その他歳入

財政調整基金等からの繰入金を見込んでいます。また、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入は一定で見込んでいます。

第2節 歳出

人件費

退職者の補充を抑制することによる一般職の職員の削減及び合併に伴う特別職の職員の減を見込んでいます。

物件費

合併による効率化に伴う経費の減を見込んでいます。

扶助費

少子・高齢化による影響を見込むとともに、これまで県の事務であった2町分の生活保護費を加算しています。

公債費

これまでの借入分の償還額に、合併特例債等を含む新規発行分の償還額を加えて見込んでいます。

繰出金

高齢化が進む中で介護保険特別会計への財政負担の増加が想定されることから、高齢者人口の増加に連動して繰出金の増加を見込んでいます。

積立金

合併後の市町村振興のための「合併市町村振興基金」への積立、歳計余剰金を見込んでいます。

投資的経費

新市建設計画の事業費を含めて投資的経費の総額を見込んでいます。

その他歳出

維持補修費、補助費等、投資・出資・貸付金は一定としています。また、合併に伴う経費等を見込んでいます。

財政計画

(単位:百万円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入	地方税	8,036	8,071	8,119	8,123	8,127	8,135	8,141	8,147	8,153	8,158
	地方譲与税	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259
	各種交付金	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207
	地方交付税	4,937	4,737	4,618	4,482	4,614	4,565	4,625	4,727	4,829	4,930
	国庫支出金	2,356	2,349	2,342	2,205	2,198	2,191	2,184	2,177	2,170	2,163
	県支出金	1,332	1,331	1,329	1,128	1,127	1,125	1,124	1,122	1,121	1,120
	地方債	6,110	4,013	3,993	3,984	3,974	3,965	3,955	3,955	3,955	3,955
	その他歳入	1,763	1,842	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736
	歳入総額	26,000	23,809	23,603	23,124	23,241	23,182	23,231	23,330	23,429	23,527
歳出	人件費	4,971	4,980	4,794	4,722	4,570	4,643	4,436	4,186	3,815	4,011
	物件費	2,427	2,431	2,340	2,305	2,231	2,267	2,165	2,044	1,862	1,958
	扶助費	2,709	2,690	2,672	2,654	2,635	2,617	2,599	2,581	2,563	2,545
	公債費	2,359	2,466	2,498	2,611	2,857	2,993	3,145	3,160	3,197	3,259
	繰出金	2,526	2,531	2,536	2,542	2,547	2,557	2,567	2,577	2,588	2,598
	積立金	2,176	0	113	93	204	16	229	693	1,315	1,068
	投資的経費	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493
	その他歳出	4,339	4,217	4,156	3,704	3,704	3,596	3,596	3,596	3,596	3,596
	歳出総額	26,000	23,809	23,603	23,124	23,241	23,182	23,231	23,330	23,429	23,527